

令和5年度第3回ふじみ野市男女共同参画推進審議会 次第

日時 令和6年2月13日（火）
午後2時00分から午後4時00分まで
場所 第2庁舎3階 B301会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) パブリック・コメントの報告について 資料 1-1 資料 1-2
- (2) ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（見直し）の原案について
資料 2
- (3) 答申（案）について 資料 3

4 閉 会

資料 1 - 1

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（見直し）（案）に関する意見等の募集結果について

■意見の募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月12日（金）まで

■有効な意見の募集結果

提出者数 0名

提出件数 0件

■意見提出方法の内訳

郵便 0件

ファクス 0件

電子メール 0件

電子申請 0件（必須事項未記入の3件を除いています。）

直接書面による提出 0件

■必須事項未記入の3件については、パブリック・コメントの要件を満たしていないため、対象外とし、非公開とします。

資料 1 - 2

■ 必須事項未記入（氏名、住所等が明らかでない）の意見

No.	意見
1	<p>51 ページで、ふじみ野市のパートナーシップ制度について書いてあります。 しかし、パートナーシップ制度には法的な問題があるので、制度を廃止すべきと思います。 法的な問題は下記があります。</p> <p>パートナーシップ制度 https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/パートナーシップ制度/</p> <p>制度の廃止を進めるべきと思います。</p>
2	<p>パートナーシップ宣誓制度については見直すべきだと思います。</p> <p>婚姻制度の効果を損なわせることになるからです。</p> <p>https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/パートナーシップ制度/</p> <p>ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画でも、パートナーシップ宣誓制度についての記述は削るべだと思います。</p>
3	<p>五一頁から五二頁は科学的な議論ではないので削除すべきです。こういう人が出てきて困っています。</p> <p>「男性としては出場したくない」 トランス女性ランナーの独白、「同じ女性の仲間だと感じられない」の声も https://www.dailyshincho.jp/article/2023/12010556/?all=1</p> <p>多様性への理解は重要だけれど・・・ 性自認の強要や適性の無視へと暴走する一部の人たちも https://www.news-postseven.com/archives/20240107_1932702.html?DETAIL</p> <p>LGBT 運動には本当に迷惑しております。 人の個性を尊重することで十分です。 性別は多様ではありません。</p>

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画
【改訂版】

第2回男女共同参画推進審議会（11月22日開催）後の修正：赤文字

目 次

第1章	計画の見直しにあたって	1
1	計画見直しの趣旨	1
2	計画見直しの背景	1
3	ふじみ野市のこれまでの取組	5
4	計画進捗状況の評価	6
5	ふじみ野市の現状	16
第2章	計画の基本的な考え方	27
1	計画の目的	27
2	計画の位置づけ	27
3	計画の性格	28
4	計画の期間	29
5	計画の推進	29
第3章	施策の展開	31
1	計画の基本理念	31
2	計画見直しの視点	32
3	基本目標	34
4	SDGs（持続可能な開発目標）との関係	37
5	取組の柱とイメージ	38
6	計画の体系	39
7	今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方	41
8	具体的な施策	44
	基本目標1 男女共同参画の意識づくり	44
	基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】	54
	基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】	65
	基本目標4 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】	72
	基本目標5 社会参画の促進	76
	基本目標6 生涯にわたる健康支援	82
	基本目標7 生活福祉の向上	88

1 計画見直しの趣旨

ふじみ野市では旧上福岡市と旧大井町との合併後の平成19年度に「ふじみ野市男女共同参画基本計画」を策定し、平成24年の見直しを経て、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。また、平成27年10月には「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行され、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて各施策を推進してきました。

また、平成30年度から令和12年度までを計画期間とする「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」の計画期間が中間年度を迎えたことから、国や県、ふじみ野市の動向などを踏まえ、中間見直しを行いました。

2 計画見直しの背景

(1) 社会情勢の状況

① 人口構造の変化と女性の就労を取り巻く状況

わが国の高齢者人口は近年一貫して増加を続けており、令和2年の国勢調査では高齢化率は28.6%となっています。また、令和7年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。一方で、全国的に生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、これを背景に、経済・地域・社会の担い手が不足することが懸念されています。

就労についてみると、年々、M字カーブについては全国的に解消傾向にありますが、女性の就業形態をみると非正規雇用が多く、また、就労をしたくてもできない女性も増えており、女性の貧困などの課題も浮き彫りとなってきています。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響により、家事や育児、介護等の家庭責任が女性に集中したことや、女性が非正規雇用や職を失うことが多くなったこと、外出自粛等に伴い在宅時間が増えたことにより、DVや性被害・性暴力などが増加したことなど、様々な課題が顕著化しました。

また、経済・雇用状況の悪化、不安や悩みを抱える人の増加などを背景に、女性の自殺者数が増加しています。

一方で、感染拡大を契機にテレワークやオンラインの活用が進み、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上につながるものと期待されています。

③ ジェンダーの視点にたった政策立案

国際社会において、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」で、持続可能な開発目標SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsでは、2030年を達成期限としており、17の目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して幅広い課題に取り組むものとしています。この中で、「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」は目標5に掲げられるとともに、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものとされており、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映していくことが重要とされています。

(2) 国の動き

平成22年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組が進められました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

その後、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強

調され、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、施策の総合的・計画的な推進が図られています。

「第5次男女共同参画基本計画」における目指すべき社会として以下の4つが示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

近年の法改正等の動向をみると、平成29年1月施行の「改正男女雇用機会均等法」により、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が位置付けられたほか、令和2年6月には「男女雇用機会均等法」の改正でセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化が、「労働施策総合推進法」の改正でパワー・ハラスメントの防止措置が義務化されました。

令和3年6月には「育児・介護休業法」が改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、男性の柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

令和2年4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、DV被害者の保護が適切に行われるよう、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加されました。また、令和5年5月の改正では、保護命令の対象に従来の身体的暴力に加え精神的暴力も対象となることや、電話等を禁止する等の保護命令制度が拡充されました。

令和4年5月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させたものとなっています。女性の意思が尊重されながら本人の「自己決定」及び「自己選択」ができるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点を取り入れること等が明記されています。

(3) 埼玉県動き

埼玉県では、全国に先駆けて平成12年に埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

令和4年3月には、「第5次埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和4年度～令和8年度）が策定され、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにしています。

また、令和4年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVに関する総合的な計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」が策定されました。

令和4年7月には、性的指向及び性自認の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が制定され、さらに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」が策定されました。

3 ふじみ野市のこれまでの取組

平成17年10月の合併後（旧上福岡市と旧大井町）、平成19年度にふじみ野市として初めて「ふじみ野市男女共同参画基本計画」（計画期間平成20年度から平成29年度までの10年間）を策定し、「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」を基本理念として6つの基本目標を掲げ、各種の施策を推進してきました。計画の中間年度である平成24年度には、新たに「DV防止基本計画」を含めて計画の見直しを行いました。

平成26年4月には、「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV相談体制の強化を図りました。

平成27年10月には、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行されました。この条例は、市、市民、事業者の責務を定め、地域から男女共同参画社会の実現を推し進めるため積極的な役割を果たせるように、その法的な拠り所となるとともに、それぞれが進める主体的な取組を推進しているところです。また、条例の実効性を高めるために、救済機関として苦情処理委員を置くことで、市が実施する施策に対して、男女共同参画の推進に反すると思われることがあった場合には、第三者機関である苦情処理委員へ申し出ることが出来る体制となっております。

平成30年度には、「ふじみ野市男女共同参画基本計画」で掲げた基本理念を踏襲し、新たに「女性活躍推進計画」を含めた「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」（計画期間：平成30年度～令和12年度）を策定しました。

令和元年度には、人事課による「ダイバーシティ研修」を開催し、性的マイノリティに対する理解促進や、互いに尊重し合って働ける環境づくりの推進、市民対応における配慮を目的に取り組んでいるところです。

令和4年7月には、自分らしく活躍するまちを目指す施策のひとつとして、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

また、同年10月には「ふじみ野市各種様式等における性別記載ガイドライン」を作成し、性別情報が業務上必要な場合を除き、性別記載欄は設けないこととする、市としての考え方を示しました。

こうした状況を踏まえ、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」の中間年度である令和5年度に見直しを行い、さらに「困難女性支援基本計画」を含めることで、新たな課題に対応する計画とし、施策を展開していきます。

4 計画進捗状況の評価

「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」では、①成果指標、②管理指標、③参考指標を定めており、これらの策定時に定めた数値目標の中間期間における達成状況は次の通りとなっています。

種類	性質	進捗管理方法
①成果指標	目指すべき成果で、上位の目標達成度を表す指標	目標値を設定し、施策を推進する
②管理指標	取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値	具体的な取組や事業の実施計画
③参考指標	取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標	推移を確認し、市の動向を把握するための参考データとする

(1) 成果指標の達成状況

指標	策定時数値 (平成28年度)	目標値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
性的マイノリティ（LGBT等）という言葉を知っている」と答えた人の割合	39.3% (平成28年市民意識調査)	70% (令和5年市民意識調査)	—	—	—	—	72.3% (令和5年市民意識調査)
男性職員の配偶者出産補助休暇の取得者数 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による	41.17%、 平均取得日数 2.6日	取得率100% 平均取得日数 3日	94.11% 平均取得日数 2.3日	91.67% 平均取得日数 2.3日	87.50% 平均取得日数 2日	92.86% 平均取得日数 2.4日	88.24% 平均取得日数 2.3日
男性職員の育児休業取得率 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による	0%	15%以上	0%	0%	25%	21.4%	5.9%
市の審議会等委員に占める女性委員の割合	31.9% ※	40%以上 60%以下	33.4% ※	31.4% ※	34.9% ※	34.9% ※	33.6% ※
女性委員が一人もいない審議会等の数	8 ※	0	7 ※	7 ※	8 ※	8 ※	8 ※
男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合	45.7% ※	25%	48% ※	56% ※	54.3% ※	54.3% ※	57.4% ※
市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による	21.4%	25%以上	20.1% ※	20.6% ※	19.4% ※	19.4% ※	23.2% ※
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	11.5% (平成28年市民意識調査)	30%以上 (令和5年市民意識調査)	—	—	—	—	16.0% (令和5年市民意識調査)
市の防災会議における女性委員の割合	15.2% ※	30% ※	12.1% ※	18.7% ※	18.2% ※	13% ※	15.2% ※

※ 各年度4月1日時点での実績

9の成果指標のうち、目標値を達成した指標は、『性的マイノリティ（LGBT等）という言葉を知っている」と答えた人の割合』の1項目となっており、市民の「性的マイノリティ（LGBT等）」の認知度は高くなっていることがうかがえます。

その他の成果目標について、『男性職員の配偶者出産補助休暇の取得者数』、『男性職員の育児休業取得率』は策定時に比べ、増加しています。

一方で、『女性委員が一人もいない審議会等の数』、『男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合』、『市の防災会議における女性委員の割合』では、目標を達成しておらず、今後改善を行っていくことが必要となっています。

(2) 管理指標の達成状況

指標	策定時数値 (平成28年度)	目標値	平成30度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民大学等における男女共同参画に関する学習機会等の回数	年2回	年3回以上	年2回	2回	3回	0回	3回
生活困窮者相談窓口での女性のための就労支援件数	28件	30件以上	33件	37件	54件	46件	33件
生活困窮者個別支援プラン作成割合	44%	50%	41%	46%	29%	33.6%	42.2%
セクシュアル・ハラスメント等職員研修会受講人数	56人	延べ360人 (平成30年度～令和5年度まで)	57人	60人	39人	39人	34人
外国籍市民の生活相談延べ件数	260件	390件	378件	217件	293件	269件	377件
こころの健康相談延べ件数	18件	30件	16件	18件	18件	11件	9件
就労準備支援事業利用者数	0人	8人	6人	4人	7人	7人	4人

7の管理指標のうち、目標値を達成した指標は、『市民大学等における男女共同参画に関する学習機会等の回数』、『生活困窮者相談窓口での女性のための就労支援件数』の2項目となっています。

その他の成果目標について、『外国籍市民の生活相談延べ件数』、『就労準備支援事業利用者数』は策定時に比べ、増加しています。

なお、『セクシュアル・ハラスメント等職員研修会受講人数』については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修受講者数が制限されたことにより目標値を達成できませんでした。

引き続き、様々な取組や事業、相談窓口の周知を図っていくことが必要となっています。

(3) 参考指標の達成状況

指標	策定時数値 (平成28年度)	目標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	36.6% (平成28年 市民意識調査)	増加	—	—	—	—	56.0% (令和5年 市民意識調査)
市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数	3回	効果的な実施	3回	4回	1回	1回	3回
待機児童数 (保育所)	24人 ※	減少	5人 ※	2人 ※	5人 ※	1人 ※	3人 ※
放課後児童クラブの定員数	1,194人 ※	適切な運営	1,232人 ※	1,282人 ※	1,404人 ※	1,424人 ※	1,454人 ※
住民基本台帳事務等における支援措置件数	43件	適切な運用	64件	56件	73件	87件	90件
DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数	3回	適切な運営	1回	1回	0回	1回	1回
配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」の割合）	女性 6.9% 男性 5.9% (平成28年 市民意識調査)	増加	—	—	—	—	女性 2.7% 男性 7.8% (令和5年 市民意識調査)
配偶者暴力相談支援センターの自立支援件数	—	適切な運用	88人	73人	78人	90人	91人
女性防災リーダー数	—	増加	4人	4人	4人	5人	7人
妊娠届出時における相談件数	377件	増加	756件	850件	802件	721件	729件
国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率	46.3%	増加	43.0%	45.8%	41.1%	42.9%	44.9%
教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ件数	6,813人	適切な運営	6,440人	6,935人	6,097人	6,747人	8,719人
在宅高齢者の介護サービス事業者数	110事業所	増加	116事業所	118事業所	120事業所	125事業所	125事業所

※ 各年度4月1日時点での実績

13の参考指標のうち、『「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合』については、策定時の数値より増加しており、市民の性別役割分担の意識が向上していることがうかがえます。

また、『妊娠届出時における相談件数』や『在宅高齢者の介護サービス事業者数』についても、策定時の数値よりも増加しています。

今後も、男女共同参画を促進していくため、それぞれの指標を管理していくことが必要となります。

(4) 担当課による進捗状況評価の結果

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

[主要課題1 男女共同参画意識の啓発]

① 意識啓発活動の推進
市民が多く出入りする場所において、継続して男女共同参画週間にパネル展や図書展示を実施した。さらに、市民団体が実施する委託事業を通して市民一人ひとりが男女共同参画の意識が浸透するように努めた。 男女共同参画宣言都市の実現に向けた調査・研究については、近年の他市町の状況を鑑み、施策を廃止する。 今後もあらゆる機会を活用して意識の醸成に努めていく。
② 男女共同参画に関する情報の収集・提供
国や県が実施する講座やイベント情報を市ホームページに掲載するほか、市民団体が実施する男女共同参画のまちづくり委託事業やパネル展などについてもあらゆるツールを活用し、情報提供に努めた。男女共同参画基本計画の進行管理については、これまでの実施状況を踏まえ、次年度の計画において実行性のある施策に反映していく。

[主要課題2 家庭における男女共同参画の促進]

① 家庭・事業所における男女共同参画の促進
男女共同参画情報誌「燦」を市報ふじみ3月号に掲載し、多様な生き方や働き方を紹介することで、各家庭、事業所等に意識啓発・情報提供を行うことができた。
② 男性の家事・子育て・介護への参加促進
男性に特化した事業の展開は、各担当において苦慮している面があるが、親子での参加事業は男性の参加が多く、子育てへの参加が期待される。また、妊婦を対象とする事業においてはパートナーの参加率が高く、今後も男性の家事・子育て・介護への参加のきっかけとなる事業実施に努める。

[主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進]

① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
学校においては、児童生徒を教育する職員の男女共同参画の意識を浸透させることが重要であることから、今後も年間の研修計画等に基づき教員のスキルアップに努めていく。
② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進
地域の教育力を活用した地域学校協働活動の取組を各学校で推進している。また、市民大学の事業においては、男女共同参画の学習提供だけを目的としていないが、講座内容により男女共同参画の意識につながる学習機会となることが期待される。

[主要課題4 多様性の尊重]

① 多様な性・多様な生き方への理解促進
自分らしく活躍するまちを目指して令和4年度にパートナーシップ宣誓制度を導入した。本制度における課題としては、利用者の負担軽減を考慮し、広域利用について検討していく必要があると考える。今後は、連携先の自治体との調整が必要となることから、近隣自治体の状況を踏まえながら調査・研究していく。 性的マイノリティへの市職員の理解促進については、人事課と市民総合相談室が連携して、ダイバーシティ研修を実施している。今後も、継続して実施していく。 市の手続きにおける配慮については、令和4年度に「ふじみ野市各種様式等における性別記載ガイドライン」を作成し、性別情報が業務上必要な場合を除き、性別記載欄は設けないこととする、全庁統一の考え方を示した。 学校においては、国や県からの通知を配布し周知を図っている。また、県や入間地区人権推進協議会主催の研修会に参加し、性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、校内研修を実施している。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】

[主要課題1 女性の職業生活における活躍の推進]

① 男女の均等な就労機会の確保
前期計画のうち生活困窮状態にある人を必要な支援につなげるという視点については、見直しの結果、次期計画の「働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実」に移行する。 また、旧姓使用の周知については、説明や手続き方法をわかりやすく発信していくとともに、マイナンバーカードの申請時などに引き続き周知を図っていく。
② 就業のための相談・情報提供の充実
庁舎内にあるふるさとハローワークやジョブスポットふじみ野について周知が図られていることから、就労先の情報提供や相談など多くの利用者のニーズに対応できている。
③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実
社会情勢の変化を踏まえ、県と共催事業で在宅ワークに関するセミナーを開催するなど、女性の再就職や多様な働き方を支援することに取り組んだ。
④ 事業所における取組の促進
事業所への啓発については、建設工事等競争入札参加資格の申請受付時に「次世代育成支援一般事業主行動計画届書」の写し又は「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求めることで、啓発を行った。また、入札制度を活用した事業所への普及促進方法に関して、他自治体における取組みについての調査を引き続き実施する。 今後も人権問題市民・企業講演会を通じてワーク・ライフ・バランスや働きやすい環境、セクシュアル・ハラスメント、男女共同参画について周知を図っていく。 女性の管理職登用促進については、ロールモデルとなる市役所内での女性管理職登用例を事業所に発信していくことも効果的であることから、今後の啓発方法について検討していくことが望まれる。
⑤ 市の取組の推進
特定事業主行動計画に基づき、連続休暇取得の促進や各種休暇制度について、全庁に周知を図ったことで利用促進につながったものとする。 しかしながら、配偶者出産補助休暇を含めた男性職員が取得できる休暇について案内しているが、男性の取得者は低いことから、男性育休取得率の低下への対応が課題である。

[主要課題2 政策・方針の立案・決定への参画促進]

① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう専門的知識を持つ人材の登録制度である「まちづくり人材登録制度」については、ホームページ等で周知を図ってきたが、新規登録者数が伸び悩んでいる。そのため、電子申請による登録方法を検討するとともに、庁内における制度の活用促進を図っていく必要がある。

また、審議会等女性委員の構成割合については、目標が達成できていないことから、委員選任までの過程において各委員会等の業務の特殊性を考慮しながら、男女共同参画担当が関われる仕組みの構築を検討する必要がある。

庁内における女性管理職の登用率は年度により上下し、5年間で微増となっている。今後は対象者が昇任試験受験に備えられるようサポートを行うことが重要である。

[主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進]

① 仕事と家庭の両立支援の充実

認可保育施設誘致の取り組みにより、市内認可保育施設は令和3年度末時点で28施設まで増加し保育所定員の拡充を果たすことができた。そのため、待機児童は近年一桁台で推移し幅広く保育機会を提供している。

また、放課後児童クラブの施設整備により、定員が増加したことで待機児童を発生させずに管理・運営を行うことができていることから、働き方に合わせた保育サービスの充実・提供が達成できた。

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】

[主要課題1 あらゆる形態の暴力の根絶]

① ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実

平成26年度に配偶者暴力相談支援センターを設置後、DV相談をはじめとした性暴力やストーカー、家族間の暴力など多様な相談に対応している。近年、家族間の暴力や複合的な問題を抱えた相談者が多く、庁内関係課への支援依頼延べ件数が増加しており、それに伴う避難の希望や住基支援申出も多くなっている。このようなことから、今後も庁内支援体制の強化に努めていく必要がある。

また、DV被害者支援を行う民間団体と協力体制の構築により、団体が所有する施設等に迅速に緊急避難させるなど適切な支援につなぐことができた。今後、包括的かつ継続的支援にあたって、民間団体との連携強化を図る必要がある。

② 自立のための支援体制の充実

DV被害者の自立した生活に向けて踏み出す前提として、緊急時の安全確保が優先される。そのため、緊急保護を要するDV被害者のうち児童単独で保護する必要がある場合や他の社会資源を活用して安全確保をする必要がある場合など、関係課相互の連携協力により迅速に対応することができた。

なお、生活支援として検討事項であった「DV被害者生活支援コーディネーター」は生活困窮者支援窓口の開設により廃止とする。

③ 相談体制の充実

女性相談員と職員の情報共有を密にし、相談から行政の支援へ速やかなコーディネートを図っている。多職種の相談員を配置することにより、多様な相談に対応することができた。相談内容が多様化している中で、さらなる相談員及び職員の資質の向上が課題である。また、ストーカーについては、警察への相談・連携を強化することが重要であり、併せて性暴力については、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターと連携して支援していく。

④ セクシュアル・ハラスメント等への対応

市民や事業者向けの啓発活動の一環として、商業施設においてパネル展を実施した。市内の相談体制としては、毎年ハラスメント相談員を選任し、被害者や目撃者が相談しやすい環境づくりを務めているが、ハラスメントの多様化に伴う相談対応が課題である。また、職員全員を対象としたハラスメント等研修を実施しているが、ハラスメントの多様化に伴い、今後は研修内容についても、見直す必要がある。

基本目標4 社会参画の促進

[主要課題1 地域・社会活動への参画促進]

① 地域・社会活動への参加促進

地域・社会活動を活性化させるためには、自治組織（町会・自治会・町内会）や市民活動団体のほか、共通の目的をもって活動する団体の活動が重要であり、市と市民・団体との意思疎通と連携が必要で、切れ目なくコミュニケーションを図り援助を続けていく必要がある。市民活動の場として市民活動支援センターの運営や、地域活動組織である自治組織（町会・自治会・町内会）の支援を行う事で、誰もが参加しやすい地域・社会活動の活性化に努めた。引き続き、市と市民・団体とが連携することで、地域・社会活動への参画を促進していく。

[主要課題2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進]

① 防災組織等における女性参画の促進

総合防災訓練の避難所開設訓練において、各地域防災拠点の女性避難所運営委員や自治組織の女性役員とマニュアルの検証を行うなど、女性目線の意見等を頂く機会を設け、女性の参画を促した。今後も、引き続き、災害対応において自主防災組織と女性役員の積極的な参画に向けて連携を行っていくとともに、総合防災訓練や地域の防災訓練、講話等を通じ、女性の視点からの対策の重要性を啓発していく。

防災会議への女性の登用は、4名であるが委員の任期は2年であり、次期以降の継続した女性の登用に努めていく。

② 多様なニーズに即した災害対策・復興支援

地域防災拠点ごとに女性指定職員を配置することで、女性の視点を取り入れることに努めている。今後も、女性指定職員の配置を推進していく。

[主要課題3 国際理解・協力における男女共同参画の促進]

① 国際理解・協力と交流の促進・(外国籍市民への理解と支援)

市内に居住する外国籍の住民に対しての支援として、日本語習得や地域住民との交流といった機会を設けている。

にほんご教室に参加している外国籍住民と日本語ボランティアとの交流をきっかけに、地域参加が広がり、ともに豊かに暮らせる地域づくりにつなげることができている。

外国籍の人たちをサポートする各種事業の運営にはボランティアのほか市内民間NPO団体に携わってもらうなど地域の社会資源の活用促進につながっているが、新たなボランティアの確保と指導者のレベルアップとともに、スタッフの高齢化による担い手不足が課題となっている。

② 平和活動の推進

「ふじみ野市平和都市宣言」を制定した10月1日に合わせて、平和祈念フェスティバル及びパネル展示等の事業を開催した。講演会や戦争体験者の伝承講話の他、中学生による音楽コンサート等、幅広い世代に向けた事業内容で実施した。

男女共同参画を考えていく視点において、戦争時や過去の時代の女性の立場と、現在とこれからの男女の立場や役割を考えることは重要である。事業の継続にあたって、戦争を体験したことのない世代に向けて、どのように平和について伝えていくかが課題である。

基本目標5 生涯にわたる健康支援

[主要課題1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発]

① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

女性は男性とは異なる身体的特徴を持つと共に、成長段階に応じて様々な健康課題に配慮する必要があることから、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)は、妊娠出産に係る女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう啓発、情報提供を継続して行うことが重要である。

保健センターで実施している事業においては、妊娠・出産・育児に関して正しい適切な情報を提供するとともに、出産後の生活変化のイメージがつくような内容を盛り込むことに努めている。また、早期の支援サービス利用や育児のサポーターとして保健センターを認識してもらえるようアプローチしていくことが必要である。

また、学校においては、性に関する正しい知識を伝えていくとともに、外部講師による講演会の実施や理解を促進する教材の共有化を今後も推進していく。

[主要課題2 母性の保護と母子保護の充実]

① 母性の保護と母子保健事業の充実

妊娠届出時の妊婦の全数把握を行い、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めた。今後も妊娠期から出産後における母へのフォローや乳幼児への発達支援、虐待防止に向けた取組をさらに推進するため、組織体制の強化、関連する部署とのさらなる連携が必要である。

令和6年度より、子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへの移行により、児童福祉と母子保健を一体的に実施することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談体制を構築することが可能となる。

② 健康を脅かす問題への対策

小・中学校では、国の学習指導要領に基づく指導計画により、薬物乱用や喫煙など健康を害する危険性について、啓発・教育を行っている。また、保健センターにおいては喫煙が妊婦・胎児・乳幼児に与える影響について正しい知識を提供し、安心して出産・子育てができるよう、今後も喫煙やアルコールに関する情報発信を続けていく。

[主要課題3 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進]

① 健康づくり事業の実施

性別、年齢、国籍、障がいの有無、経済的事情に関わらず、多様な市民の誰もがスポーツに出会い、楽しむことができるような事業を展開することで、市民の心身の健康の保持・増進を図ることができた。

また、各種事業における参加者数を、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける以前の水準まで回復させることが今後の課題である。

<p>② 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進</p> <p>生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、何よりも普段の生活の中で自らの健康状態を確認し、主体的に健康の維持・管理を行うことが必要である。</p> <p>そのため、健康づくりや健診・検診に関する啓発や受診しやすい体制を整備し、計画的に対象年齢の方に受診案内を発送し、勧奨を行った。併せて子宮頸がん、乳がん検診については、クーポン券の発送も実施し、受診啓発に努めていく。</p>
<p>③ ところとからだの相談の充実</p> <p>社会情勢が目まぐるしく変化する今日、ストレスや不安感を抱える人が多く、心身の健康の保持・増進に留意する必要があることから、市民の健康づくりへの取組を推進するとともに、相談体制の充実が必要である。</p> <p>ところの健康相談では、医療機関以外で相談できる場所があることや、対面以外にも相談できる方法があることの周知を図り、今後もより多くの市民を支援できる体制に努めていく。</p> <p>ひきこもりの支援では、平成 28 年度から精神保健福祉士や臨床心理士を配置し、支援を行った。また、ひきこもり本人だけでなく、その家族の支援を行うため「ひきこもり家族のつどい」を開始し、ひきこもり家族の世帯の状況に応じたセミナーなどを展開した。複合的な課題を抱えている場合、周囲に SOS を発信することが困難なことが多く孤立しがちであるため、孤立させない、SOS を発信しやすい環境やしきみの創出が大きな課題である。</p>

基本目標 6 生活福祉の向上

[主要課題 1 次世代を育成するための環境づくり]

<p>① 子育て支援体制の充実</p> <p>子育てに関する情報に接していない、悩みの相談先がない、子育て家庭同士の交流がないといった悩みを抱える家庭を孤立させないことが重要である。</p> <p>そのため、今後も子育て親子の交流の場の提供と交流、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連の情報提供、講座を実施していく。</p>
<p>② 子育て家庭への経済的支援</p> <p>子育て家庭への経済的支援については、入院・通院共に中学 3 年生までを対象とし、子育て家庭の医療費負担の軽減について支援した。今後も経済的支援として、私立幼稚園入園者への援助、学校の就学費、医療費、生活費等の支援を実施し、子どもの健やかな育成と時代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりに努めていく。</p>

[主要課題 2 困難を抱える家庭への支援の充実]

<p>① 経済的困難を抱える家庭への支援の充実</p> <p>子どもの貧困対策や居場所づくりとして、子どもの学習・生活支援事業においては、個々の状況に合わせた支援を展開した。また、子どもだけでなく、保護者や家庭環境の課題を把握し、地域福祉課や関係機関と連携し手厚い支援に取り組んだ。また、コミュニティソーシャルワーカーを中心としたフードパントリーや多世代交流事業の実施など、居場所や地域参加の場を提供してきた。</p> <p>今後の課題として、地域で活動する子ども食堂などの団体支援に積極的に取り組むことなどが求められている。併せて、地域づくりに必要な取り組みを行う上で、コミュニティソーシャルワーカーの安定した人員配置と質の向上についても取り組む必要がある。</p>

② 安心・安全な生活環境の確立

ふくし総合相談センター「よりそい・にじいろ」を開設し、生活困窮者支援員及びコミュニティソーシャルワーカー等による「断らない相談窓口」と寄り添い型の迅速な相談援助を実施している。また、市民の身近な相談窓口の拡充として、市社会福祉協議会と共に取り組む「つながる相談窓口」を推進し、生活困窮者に寄り添いながら自立に向けた支援に努めていく。

[主要課題3 ひとり親家庭等の福祉の充実]

① ひとり親家庭等の生活の安定への支援

ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で実施することで、引き続き生活の安定と自立を支援していく。また、児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費現況届提出の際、「ひとり親家庭等資金支援事業のご案内」のリーフレットを全員に配布するとともに、市報ふじみ野・市ホームページ掲載などによる制度周知に努め、支援へ繋げていく。

② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実

母子生活支援施設に入所している母子世帯に対しては、定期的な訪問により継続的な支援を実施している。今後も、ひとり親家庭等の各種手続き・問合せ時での相談のほか、児童ケースワーカーによる支援や地域福祉課との綿密な連携による相談体制を強化し、総合的な支援を実施していく。

[主要課題4 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実]

① 地域での暮らしを支える生活支援の充実

高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実や地域での支援が必要である。そのため、今後も増加する多様なニーズに応えるために、関係機関と連携した支援の充実を図っていく必要がある。

② 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進

令和3年度から障がい者相談・就労支援センターに基幹相談支援センターと指定特定相談支援の機能を加え、名称を障がい者総合相談支援センター「りあん」と改めた。相談支援専門員を配置したことで、複合的な課題等への対応が可能となった。また、成年後見センターを設立したことで、職員による相談や専門家による相談ができる体制が整備された。

[主要課題5 地域福祉の充実]

① 包括的支援体制の充実

令和4年度から重層的支援体制整備事業が開始となり、地域福祉課とコミュニティソーシャルワーカーが関係機関と連携し、複合的な課題を抱えた相談者の課題を整理し、必要な支援へのコーディネート及びアウトリーチを重視した伴走型の継続的な支援を実施した。

また、フードパントリーや多世代交流イベントなどの実施により、不足する資源と地域の意向とをマッチングさせる取り組みにつながった。

② 地域福祉組織の充実

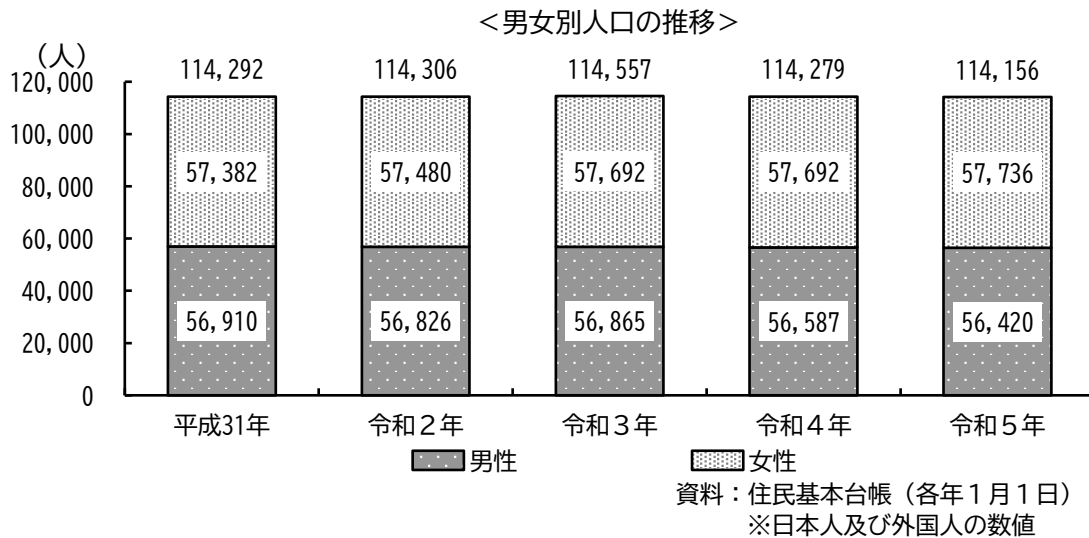
地域における課題についての共通認識や情報の共有ができるよう必要な情報の提供や研修の実施を通して民生委員・児童委員の活動への支援を行うことができた。また、生活困窮やヤングケアラーなど社会的な問題をテーマにした研修を実施することで、支援関係者相互の理解を図ることができた。

5 ふじみ野市の現状

(1) 人口等の推移

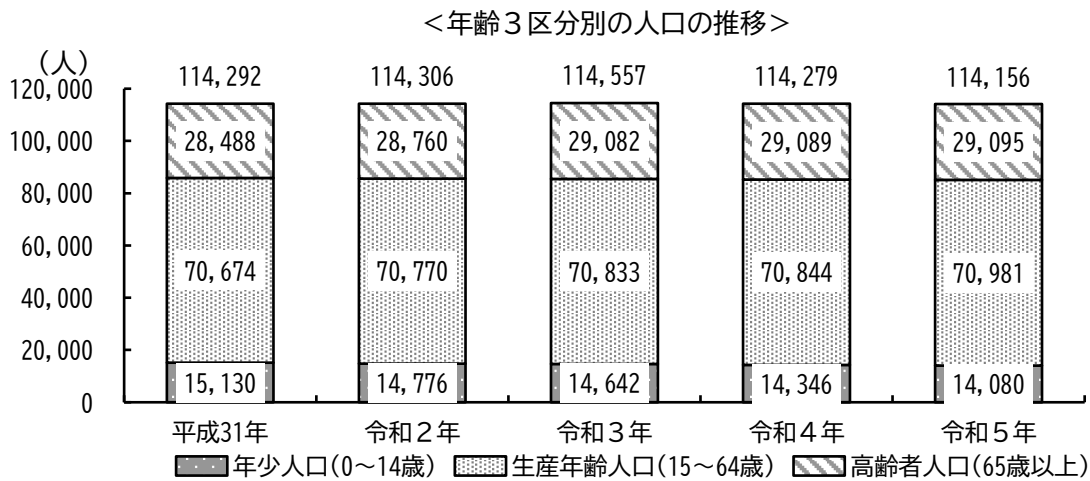
① 人口の推移

市の人口を男女別にみると、女性の人数が多く、平成31年と比べると、令和5年では、男性が約500人減少し、女性が約350人増加しています。

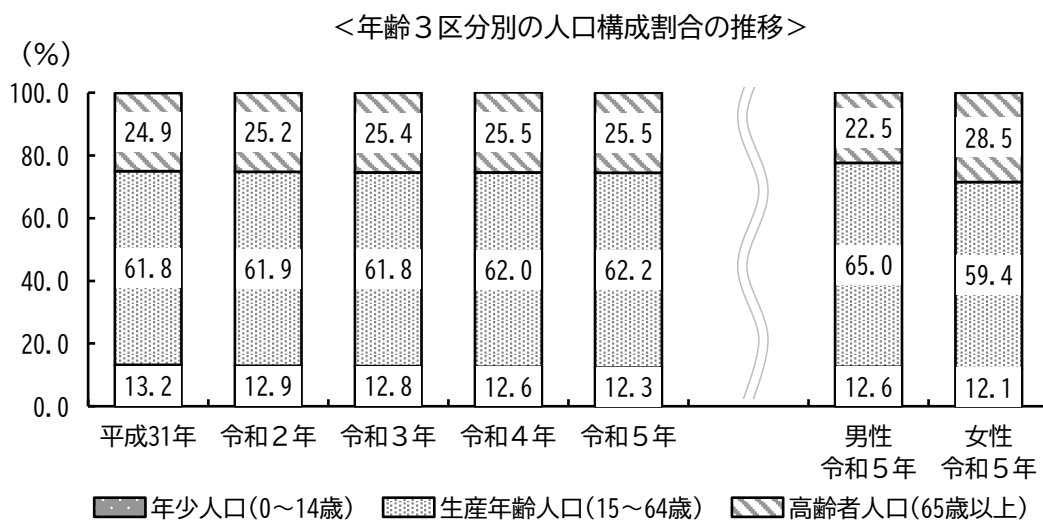


② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、平成31年以降、年少人口は減少傾向にある一方、生産年齢人口、高齢者人口はやや増加で推移しています。高齢化率は令和5年現在25.5%となっています。また、これを男女別にみると女性の高齢化率は28.5%と男性より6.0ポイント高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値



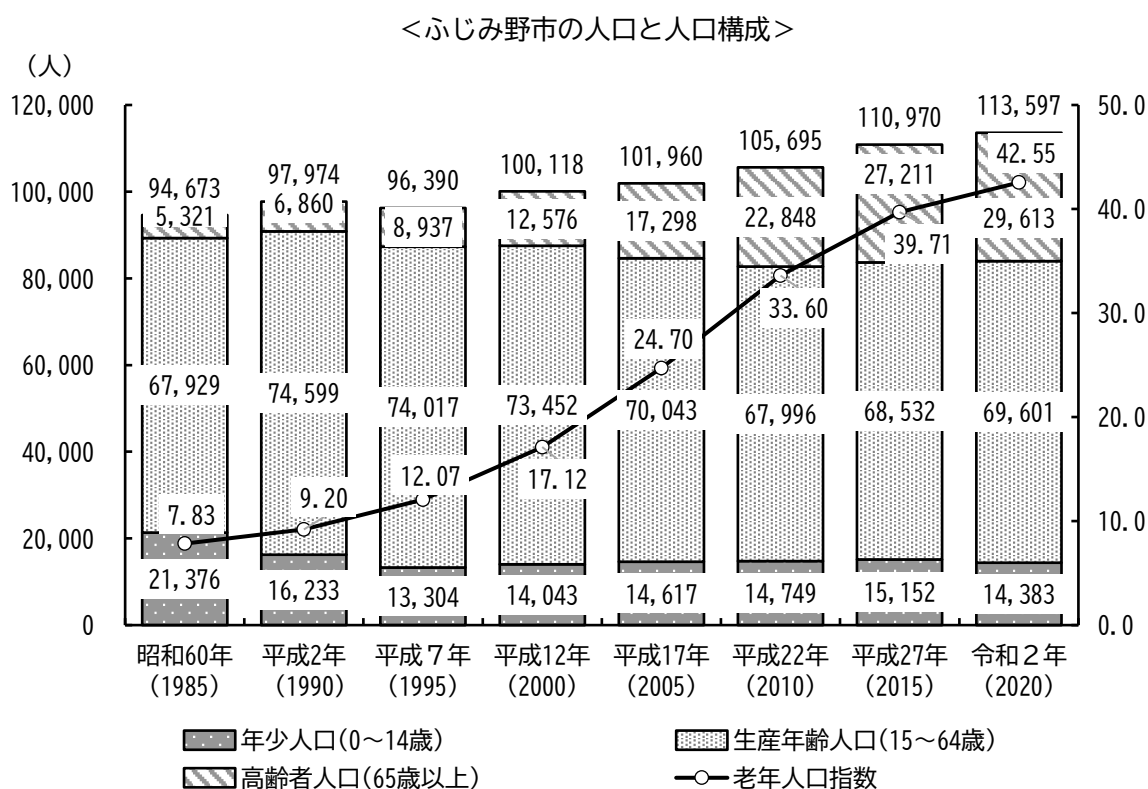
資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

※百分率(%)は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため、%の数値を足し合わせて100%にならない場合があります。

③ 高齢化の状況

国勢調査の結果からふじみ野市の高齢化の状況をみると、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、生産年齢人口（15～64歳）に対する老年人口の比率である老年人口指数は、昭和60年の7.83から令和2年には42.55となり、高齢者1人を生産年齢の人2.4人で支える必要があることとなります。

また、高齢者人口は平成22年から令和2年までの10年間で6,765人増加しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。



※国勢調査において、生年月の記載がなく年齢が不詳である人口は、人口の総数には含まれますが、人口構成には含まれません。そのため、人口の総数と人口構成の総数は一致しません。

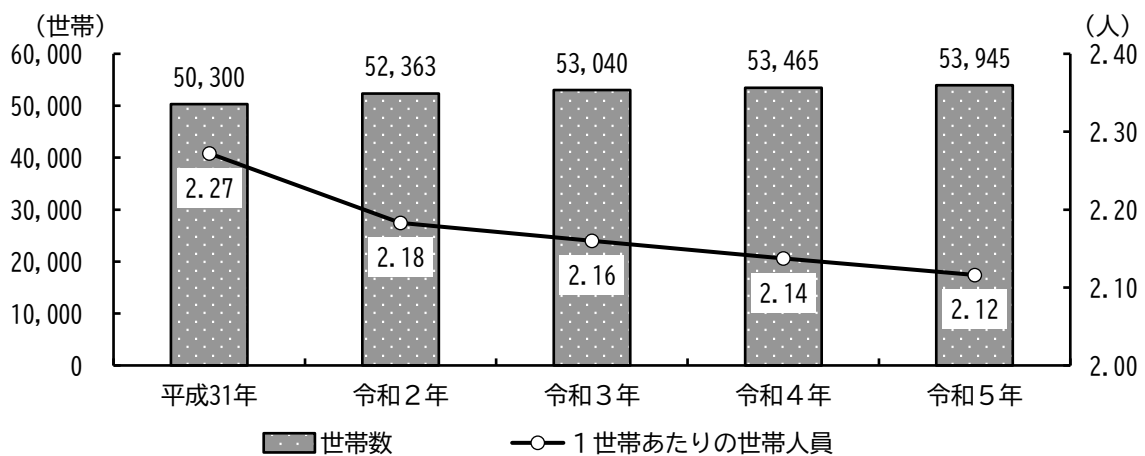
単位：%

	昭和60年(1985)	平成2年(1990)	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
年少人口(0～14歳)の割合	22.6	16.6	13.8	14.0	14.3	14.0	13.7	12.7
生産年齢人口(15～64歳)の割合	71.8	76.4	76.9	73.4	68.7	64.4	61.8	61.3
高齢者人口(65歳以上)の割合	5.6	7.0	9.3	12.6	17.0	21.6	24.5	26.1

④ 世帯の推移（住民基本台帳）

世帯数は増加傾向にあり、令和5年時点で53,945世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、令和5年では2.12人となっています。その要因として単身世帯や高齢者のみの世帯の増加があります。今後、大家族では分担し合えた役割を、家庭内の一人で担い、問題や悩みを抱えている人が増加することが予測されます。世帯内で必要な支援を受けられない人を支え、子育て・介護や見守り、防犯・防災など地域全体で支え合う社会の実現が求められます。

<世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移>

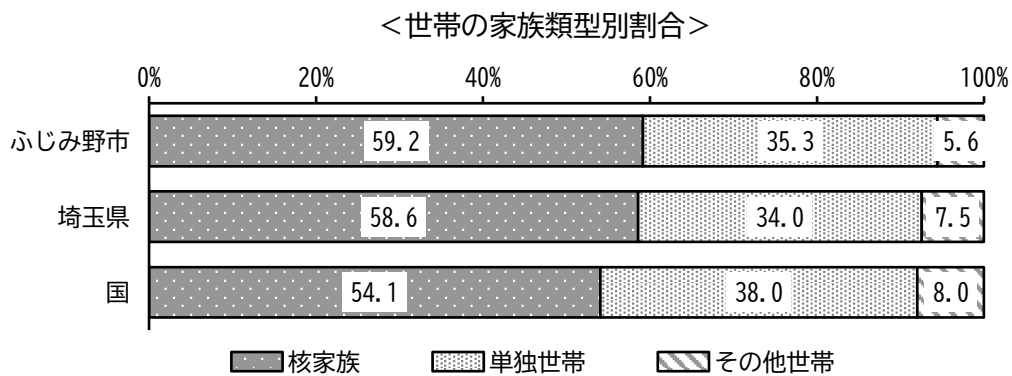


資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

⑤ 家族類型の変化

家族類型をみると、核家族が約6割、単独世帯は3割半ばとなっています。核家族世帯は埼玉県、国よりも高く、単独世帯は埼玉県より1.3ポイント高く、国と比較すると2.7ポイント低くなっています。人口増加の要因である若い世代の流入により、核家族の割合が高くなっていると考えられ、子育てや教育、健康づくり等に関わる支援を必要とする世帯が多いことが考えられます。

一方、高齢化や非婚化・晩婚化等が進む中で、多様化する個人の価値観や生活実態等を踏まえた施策が求められています。

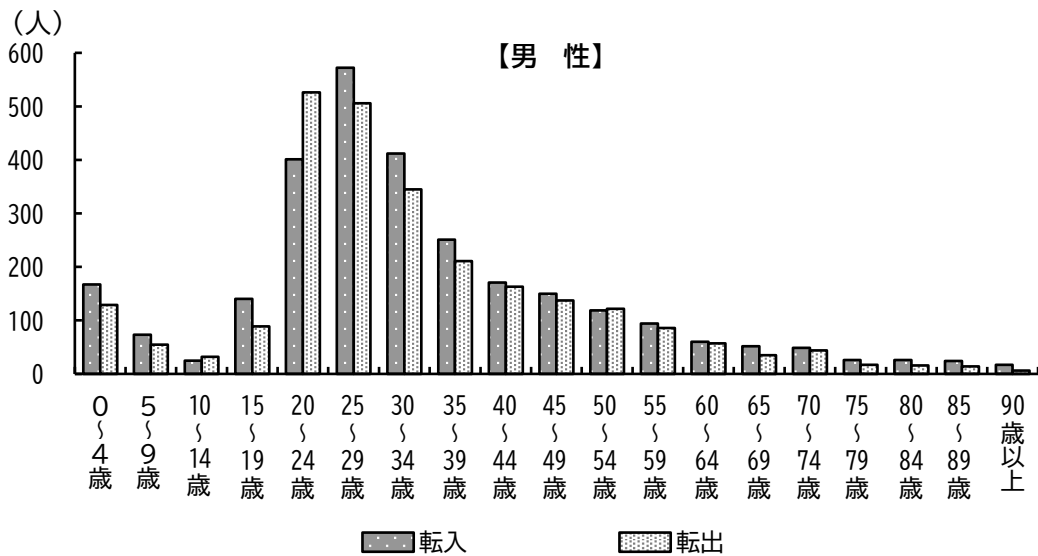
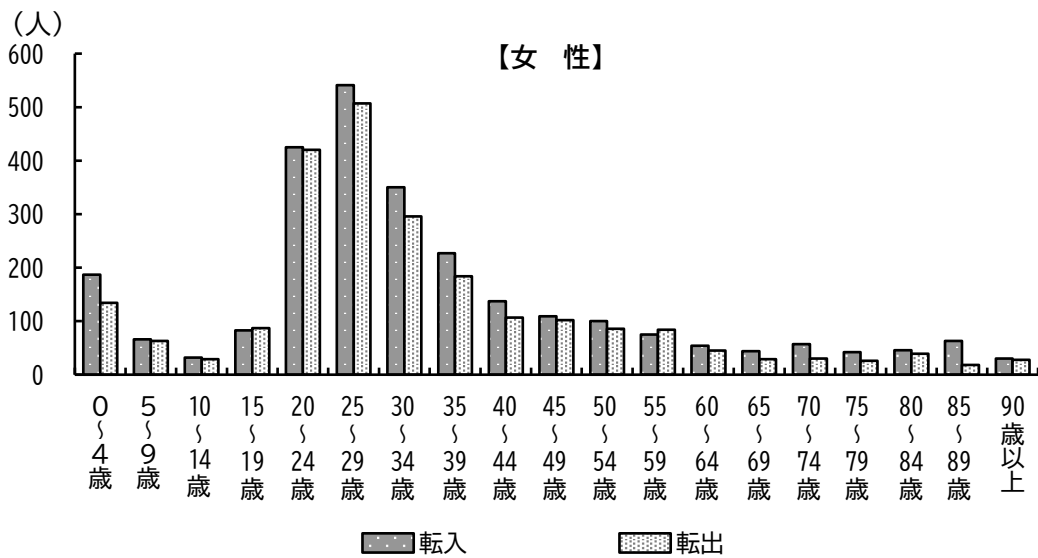


資料：令和2年国勢調査

⑥ 転入・転出数

令和4年の転入・転出状況を見ると、女性では20歳～34歳で多く、転入が転出を上回っています。男性では20歳～24歳では転出が転入を上回っていますが、25歳～49歳では転入が転出を上回っています。男女ともに仕事や家庭を持つ世代で流入が多く、主に子育て世代が増加していることから、教育・保育の充実や子育て支援の充実、転入世帯の地域での生活の支援などとあわせて、様々な情報提供や啓発活動を継続的に推進する必要があります。

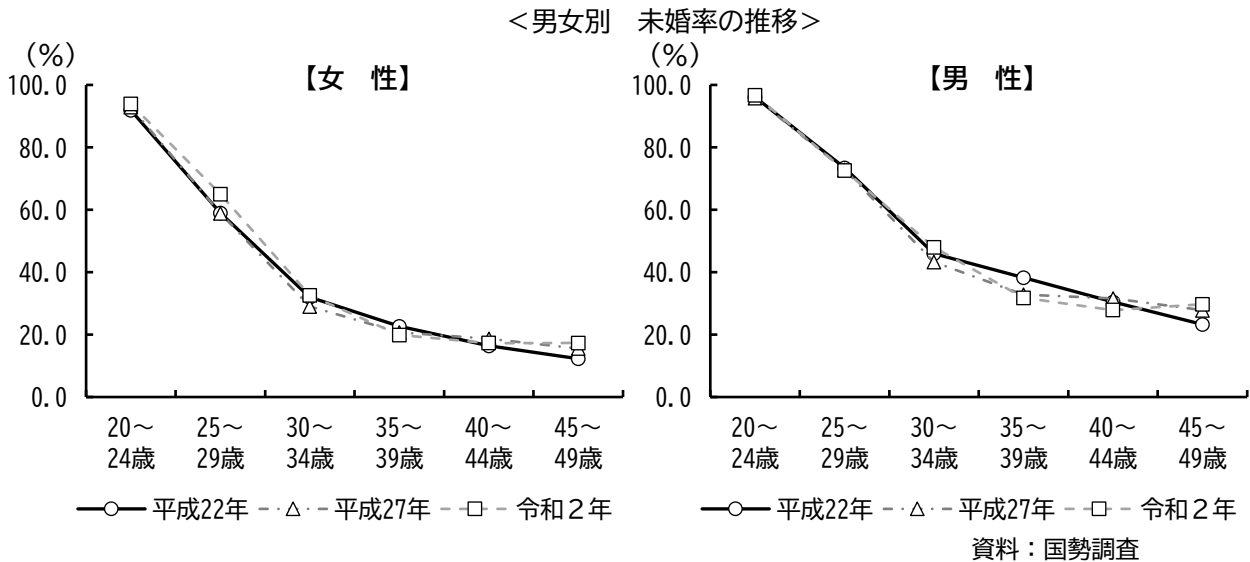
<男女別・5歳階級別の転出者・転入者数：令和4年（2022年）>



資料：総務省 住民基本台帳移動報告

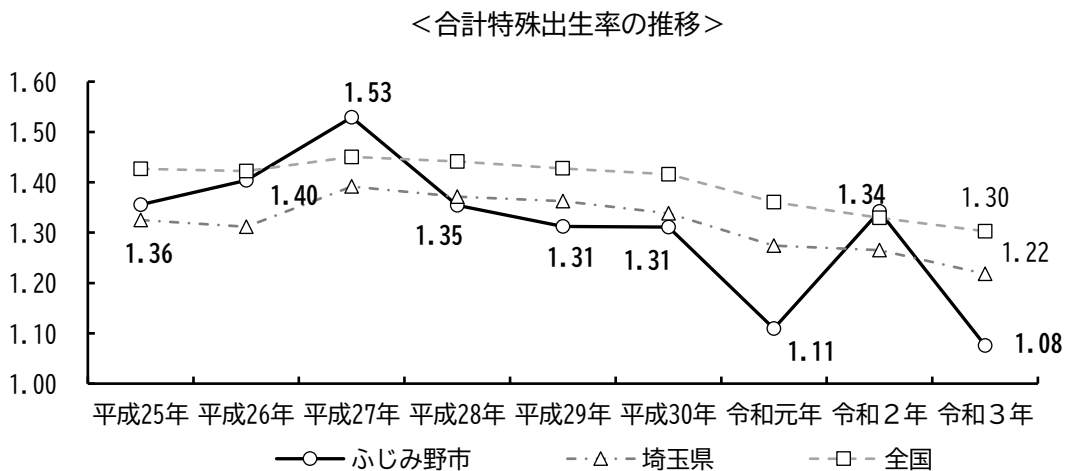
⑦ 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、平成22年から令和2年にかけて、男女ともに30～34歳において未婚率が上昇しています。全国的にも非婚化の傾向が高まっています。その背景には、ライフスタイルや価値観の多様化も挙げられますが、非正規雇用や低賃金での就労から抜け出せない若者の現状も指摘されています。



⑧ 合計特殊出生率*の推移

合計特殊出生率は、平成27年までは増加していたものの、その後減少し、令和2年を除き全国、埼玉県よりも低い水準となり、令和3年には1.08と全国(1.30)、埼玉県(1.22)の値よりも低くなっています。背景には、30歳代の未婚率の高止まりや感染症の流行などの影響が考えられます。



*合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表します。

(2) 就業に関する現状

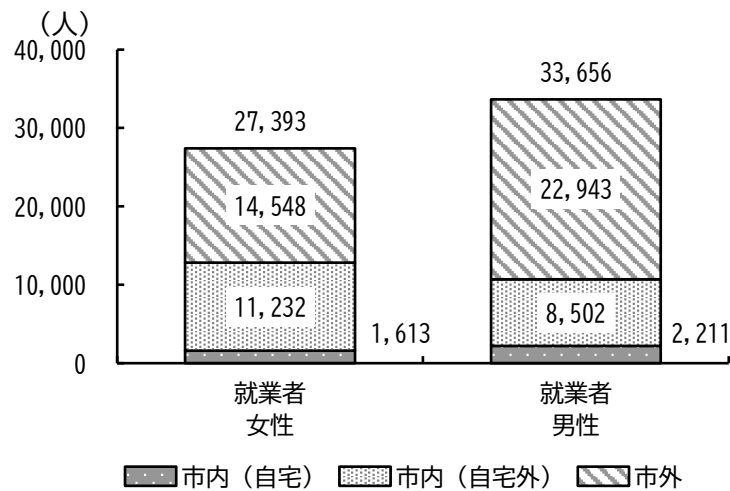
① 就業の状況

市民の就業の状況を見ると、女性就業者は27,393人、男性就業者は33,656人であり、どちらも市外で就業している人が多く、女性では53.1%、男性では68.2%となっています。なお、市内で就業している市民は女性の方が男性より約16%ほど多くなっています。

雇用形態を見ると、女性では正規雇用が43.2%、非正規雇用が56.8%、男性では正規雇用が80.7%となっています。

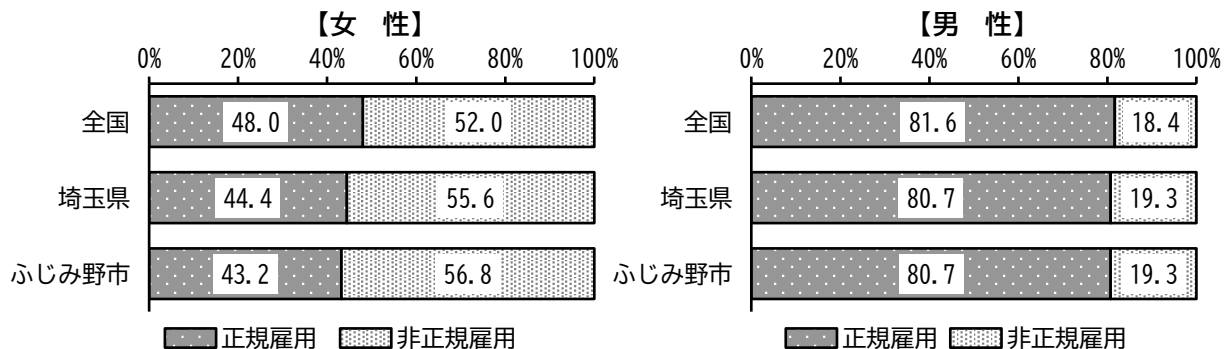
男性と比べて女性は市内、非正規雇用での就労が多く、その中には子育てや介護など家庭との両立のために非正規雇用を選ばざるをえず、就労に対する本人の希望通りではないこともあります。働く意欲を持つ女性が能力を十分に発揮できるよう、子育てや介護のサービスの充実とあわせて、家族の理解促進に向けた意識啓発、女性の就労支援を行う必要があります。

<男女別・就業地（市内・市外）による 15 歳以上の就業者数>



資料：令和2年 国勢調査

<男女別・雇用形態>

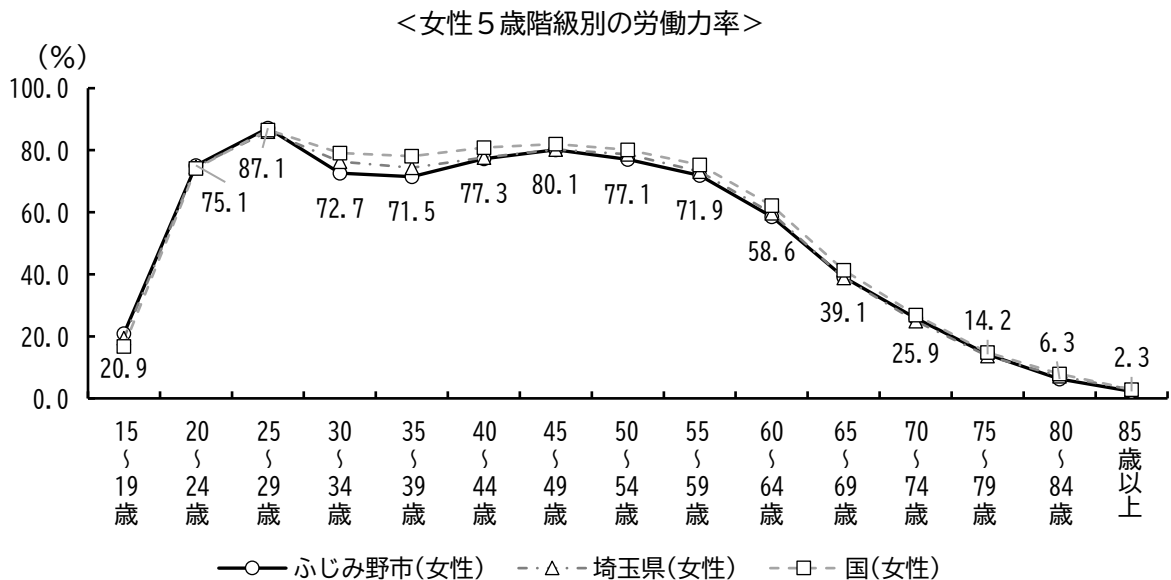


資料：令和2年 国勢調査

② 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力率は、全国、埼玉県、そしてふじみ野市でも出産、子育て期における30代で労働力率が低くなり、ゆるいM字カーブを描いています。

ふじみ野市の女性の労働力率は埼玉県（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷がやや深くなっています。また、60代以降は国、埼玉県とほぼ同じ割合となっています。ここからふじみ野市では、30代で出産・育児に専念するなど一度離職し、子育てが一段落した40代で再び職に就くという働き方を選択する女性が多いことが分かります。この背景には、「女性は家庭で家事や子育てに専念すべき」という考え方が根強く残っていることや、女性が家事や子育てを担いながらも働き続けられる環境が整っていないことなどが挙げられ、社会的な意識の変革や企業等における環境整備、男性の働き方の見直し、家事・子育て等への関わりを進めることが必要となります。



資料：令和2年 国勢調査

※表示の数値は、ふじみ野市（女性）

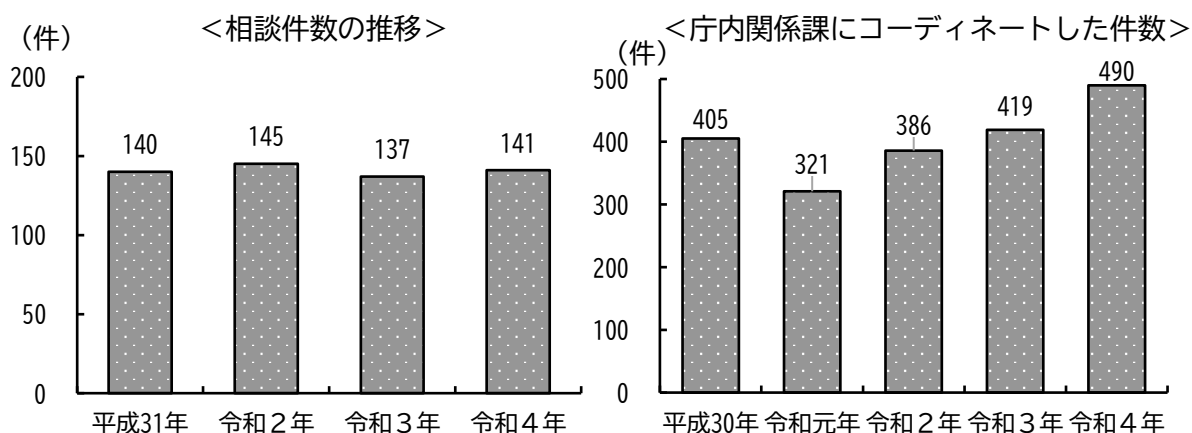
(3) ふじみ野市の相談状況

① DV相談の状況

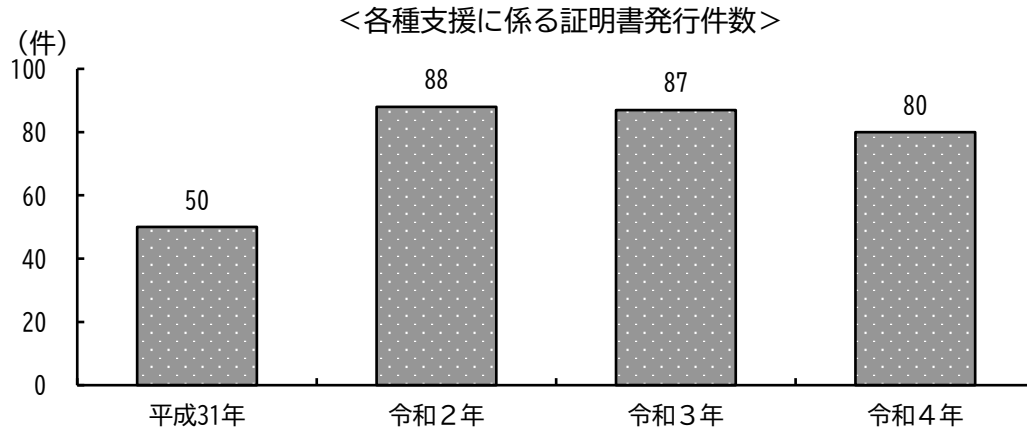
ふじみ野市では、DV被害者の総合相談窓口である市民総合相談室に平成26年度から配偶者暴力相談支援センターを設置し、令和4年には女性相談員がいる相談日を増設したことで、増加する相談に対応するなど、相談体制を強化するとともに、NPO等の支援団体との連携を図り、DV被害者の継続的な生活支援やメンタルケアができる体制を構築してきました。さらに、証明書等の発行により相談者の必要な支援に迅速につなげることが可能となり、支援の幅を広げることができました。近年は、性暴力に関する相談や生活困窮や養育の問題など複合的な問題を抱えた相談が増えているため、今後も適切な支援につなぐことが求められています。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、庁内関係課にコーディネートした件数は、令和4年度490件となっており、令和元年から増加しています。

今後もさらに、DV総合相談窓口の機能を充実させ、被害者に必要とされる適切な支援ができるように支援の選択肢を充実させていく必要があります。



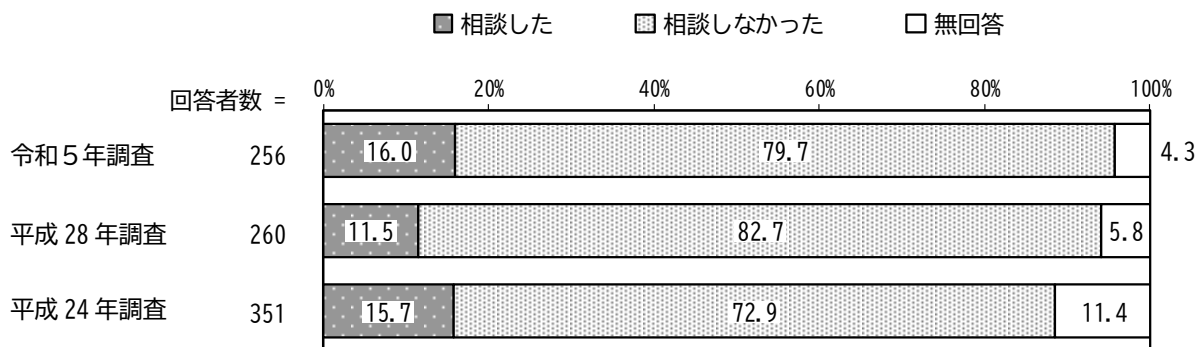
資料：ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター



資料：ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター

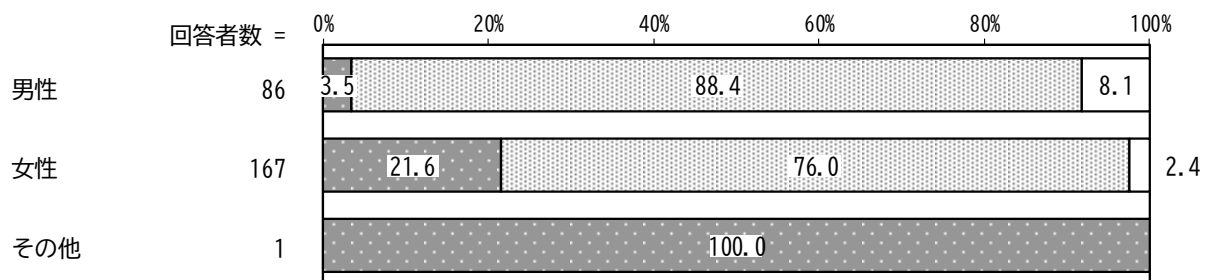
② DVに関する相談

令和5年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果、「相談した」の割合が16.0%、「相談しなかった」の割合が79.7%となっています。平成28年と比較すると、大きな変化はみられません。



【性別】

性別にみると、男性で「相談しなかった」の割合が高くなっています。

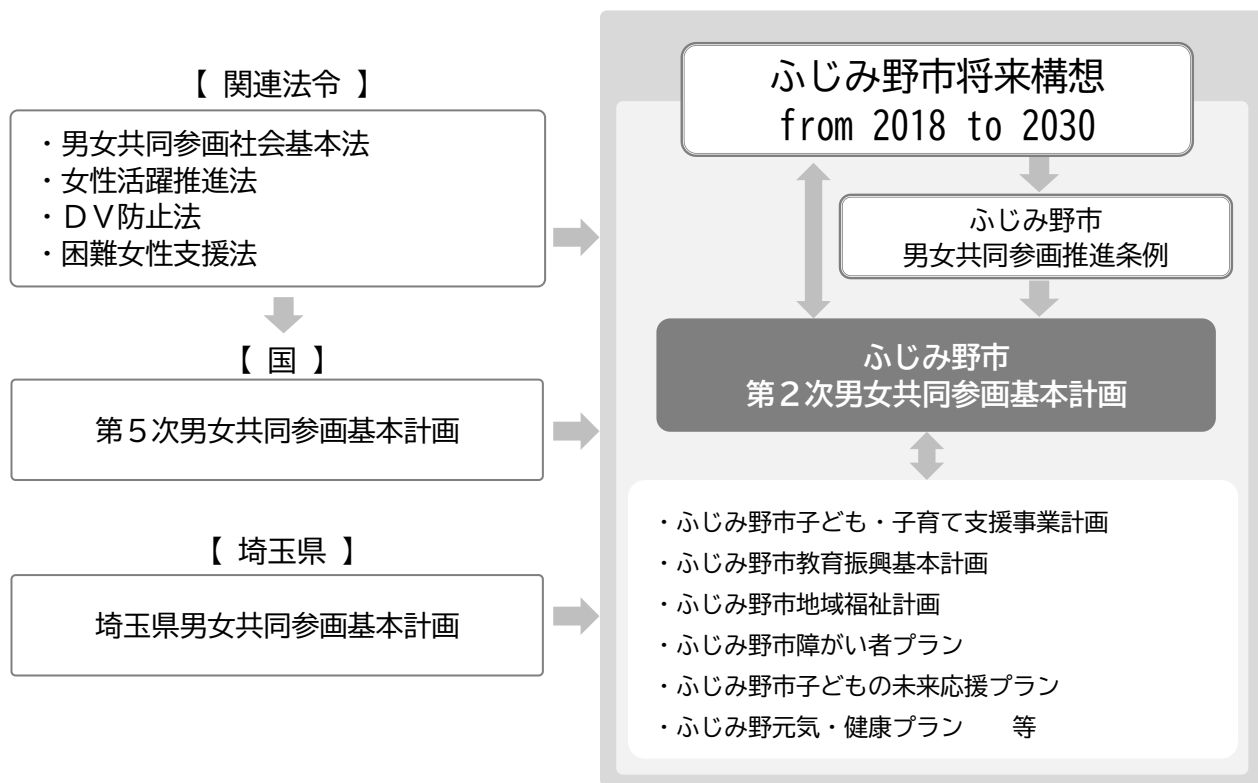


1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、ふじみ野市における男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」について、社会的な動向や新たな課題を踏まえ、見直しを行い、策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と一体的に策定するものです。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。
- (4) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。
- (5) 本計画は市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に基づき、策定するものです。



3 計画の性格

- (1) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」第10条に基づき策定する計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、埼玉県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (3) この計画は、市の関連計画との整合性を図り、策定するものです。
- (4) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進審議会」の意見を尊重するとともに、「第2次ふじみ野市男女共同参画基本計画」の推進状況や課題を整理し、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定するものです。
- (5) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画は、市の最上位計画「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030後期基本計画」と同様、平成30年度～令和12年度の13年間を計画期間とし、社会状況の変化や計画の推進状況を踏まえ、中間年度である令和5年度に見直しを行いました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
上位計画	ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 (平成30年度～令和12年度)												
	前期基本計画 (6年)						後期基本計画 (7年)						
男女共同参画基本計画	ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画 (平成30年度～令和12年度)												
						見直し	見直し後の計画 (7年)						

5 計画の推進

近年、計画の策定をはじめ、取組を実践する過程においても、市民等の参画による見直し等の仕組みが構築されております。

ふじみ野市では、男女共同参画基本計画の基本理念である「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」の実現を、市民や各種団体との協働により、推し進めていきます。

(1) 推進体制

① 計画の点検・評価体制

○ふじみ野市男女共同参画推進審議会

市民委員をはじめ、各分野の専門的知識を有する委員で構成され、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

② 庁内推進体制の整備・充実

○ふじみ野市男女共同参画推進会議

主に男女共同参画に密接に係る部署の課長を構成員として、この計画に定める施策全体の総合的な推進や施策の調査研究と進行管理を行います。

○ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議

DV被害者の支援を関係各課が相互に連携して総合的に推進する役割を担

うことから、DV防止基本計画の策定にあたっては、被害者の支援の充実に向けて検討するとともに、今後の推進体制の重要な役割を果たしていきます。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたり、市・市民・事業者等と連携、協働し、さまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や埼玉県、関係機関との連携

国の法整備や、埼玉県が広域的に実施すべき事項等については、国や埼玉県に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 計画の効果的な進行管理

施策の推進状況を年度ごとに確認し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。さらに、進行管理の精度を上げるために、成果指標等を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

1 計画の基本理念

ふじみ野市では、平成27年10月に「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための8つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」に示された基本理念を踏まえ、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」で掲げた基本理念を引き続き掲げ、計画を推進していきます。

【 基 本 理 念 】

だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

【ふじみ野市男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- 2 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- 3 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- 4 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。
- 5 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 6 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- 7 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- 8 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

2 計画見直しの視点

この計画では、社会的変化や新たな課題に対応するために主要課題の見直しや新たな基本目標の追加を行いました。

(1) あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】

暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある間柄であっても人権侵害であり犯罪行為です。心身に対する暴力によって他人を支配する行為は、個人が尊重され、能力を發揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まないように、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、個々の被害者の保護、支援をより迅速に行うために、今後も、管轄警察署、福祉事務所、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携協力を図っていきます。

また、人権教育、男女平等意識についての教育を推進し、特に若年層に対しては、交際相手からの暴力(デートDV)についての積極的な情報提供を行う必要があるため、主要課題2として「ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた予防啓発の推進」を新たに追加しました。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、令和4年5月25日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性の支援を目的とし、困難を抱える女性が安心して、かつ、自立して生活していけるよう切れ目のない支援を行うこととしています。今後、女性相談支援員は同行支援やアウトリーチを行うとともに、支援調整会議に出席し、当事者に寄り添った支援が求められます。

市町村においては、法第8条に基づき基本的な計画を定める努力義務規定が明記されています。そのため、ふじみ野市では、「女性活躍推進計画」、「DV防止基本計画」と同様に男女共同参画基本計画に位置づけ、困難を抱える女性の支援を包括的かつ継続的に行っていきます。

また、ふじみ野市では、困難な問題を抱える女性やDV被害者等の緊急避難や支援強化のため、専門性を有し、柔軟な対応が期待できる民間支援団体との連携を推進していきます。

(3) 生活福祉の向上

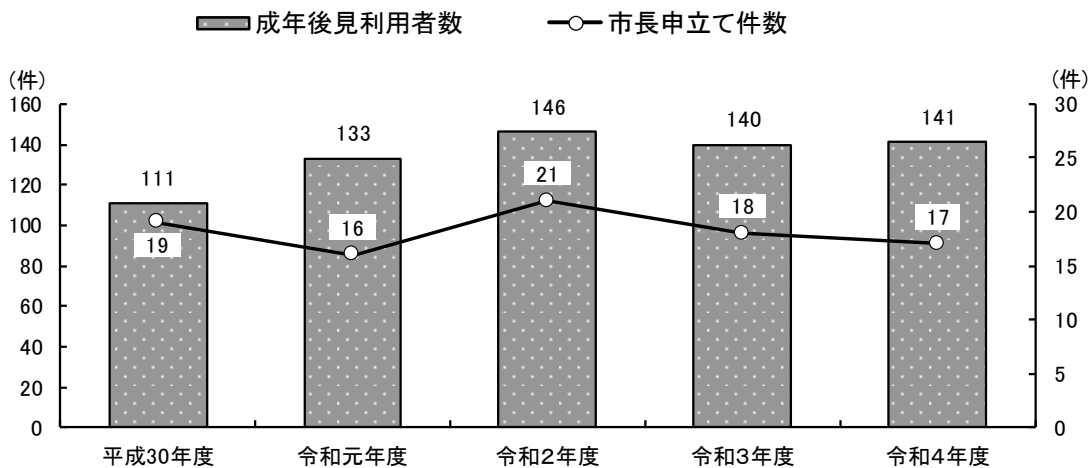
近年、少子高齢化や核家族化の一層の進行による家族機能の変化に加え、地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、社会的孤立など既存の制度では十分に対応できない人に対する支援の必要性が高まっています。

ふじみ野市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめとする地域福祉を担う団体等と連携し、庁内関係機関を含めた多機関の協働による包括的支援体制を進めています。

また、判断能力が十分でない人や認知症高齢者などの人権や財産を守る成年後見制度の必要性が増加していることから、ふじみ野市では令和2年度に成年後見センターを立ち上げ、成年後見制度に関する相談を行っています。

さらに、複合的な問題を抱え支援を必要とする人への対応は、組織間の横断的な連携が求められることから、令和2年6月の社会福祉法の一部改正に基づき重層的支援体制が令和4年度から開始しました。これにより、現状に沿った各施策の見直しを行いました。

【成年後見利用者数の推移（さいたま家庭裁判所川越支部提供）、市長申立て件数】



3 基本目標

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

【女性活躍推進計画】

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動できる環境が必要です。すべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍を支援し、妊娠・出産・子育てや家事、介護等の役割と仕事を両立することや、再就職や起業への支援を進めます。また、男性の家事・育児・介護への参画促進、事業主に向けた啓発を促進します。

さらに、組織の政策や方針を決定する場で男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、働きかけを行うとともに、審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を図ります。

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶

【DV防止基本計画】

DVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり犯罪行為です。DVや人権侵害行為の解決に向け、個々の被害者の保護、支援をより迅速に行うために、管轄警察署、福祉事務所、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携協力を図っていきます。

また、DVだけでなくハラスメントについて、加害者も被害者も生まないよう、防止に関する啓発活動を強化するとともに、若年層に届きやすい媒体等を利用した啓発活動や相談窓口の周知を図っていきます。

基本目標4 困難な問題を抱える女性への支援

【困難女性支援基本計画】

困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、関係機関相互の連携のための支援調整会議の実施や民間団体との協働、支援にあたる女性相談支援員の資質向上を図りながら、当事者に寄り添った取組を進めていきます。

また、困難な問題を抱えるDV被害者等の緊急避難や支援強化のため、専門性を有し、柔軟な対応が期待できる民間支援団体との連携を推進していきます。

基本目標5 社会参画の促進

地域における課題が多様化する現代社会では、課題の解決や地域での豊かな生活の維持に地域の住民の主体的な活動が重要な役割を担っています。思いやりの心で共に助け合う温かみのあるまちに向け、地域での暮らしや活動の中で、性別にかかわらず多くの人が活動していくことが重要です。特に、防災・災害対策の分野では、女性や社会的弱者となる人の視点に立った対策が引き続き重要です。

基本目標6 生涯にわたる健康支援

すべての人がいきいきと能力を発揮して活躍するには、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。女性は男性とは異なる身体的特徴を持つと共に、成長段階に応じて様々な健康課題に配慮する必要があり、特に、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）については、妊娠、出産について女性の問題だけでなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう、啓発・情報提供を継続して行います。

また、こころとからだの健康の保持・増進に向けた主体的な行動の推進と関係機関と連携した相談体制の充実を推進します。

基本目標 7 生活福祉の向上

少子高齢・人口減少社会の中では、子育てや介護は社会全体の取組として進める必要があります。このため、子育てや介護の負担を家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして各種福祉サービスの整備・充実を推進します。また、経済的困難を抱える家庭への支援を充実する必要があることから、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進していきます。

さらに多様化する福祉課題を総合的に受け止め、解決するために、包括的支援体制を進めるとともに、地域において活動する様々な人材・組織等の活動を支援し、地域福祉の効果的な推進を図ります。

4 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「だれ一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

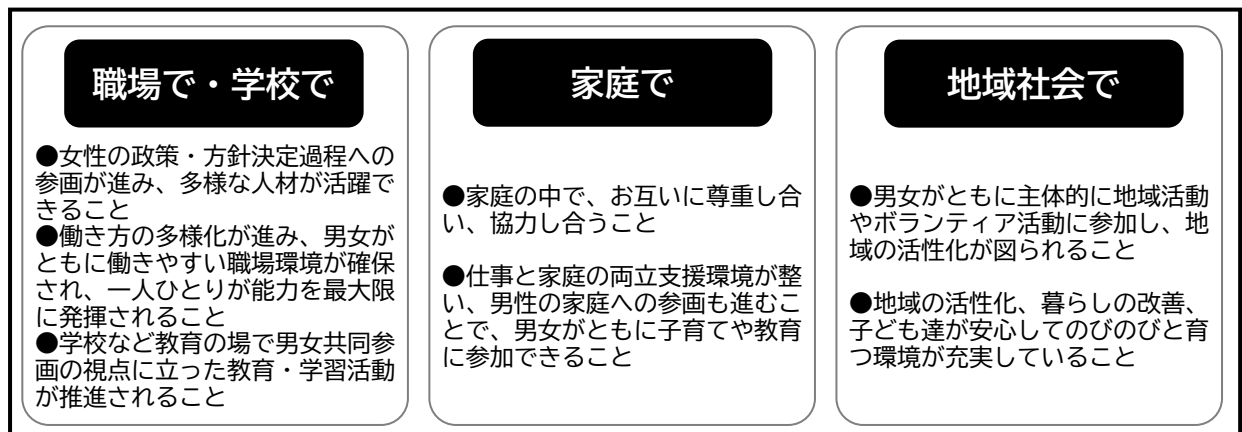
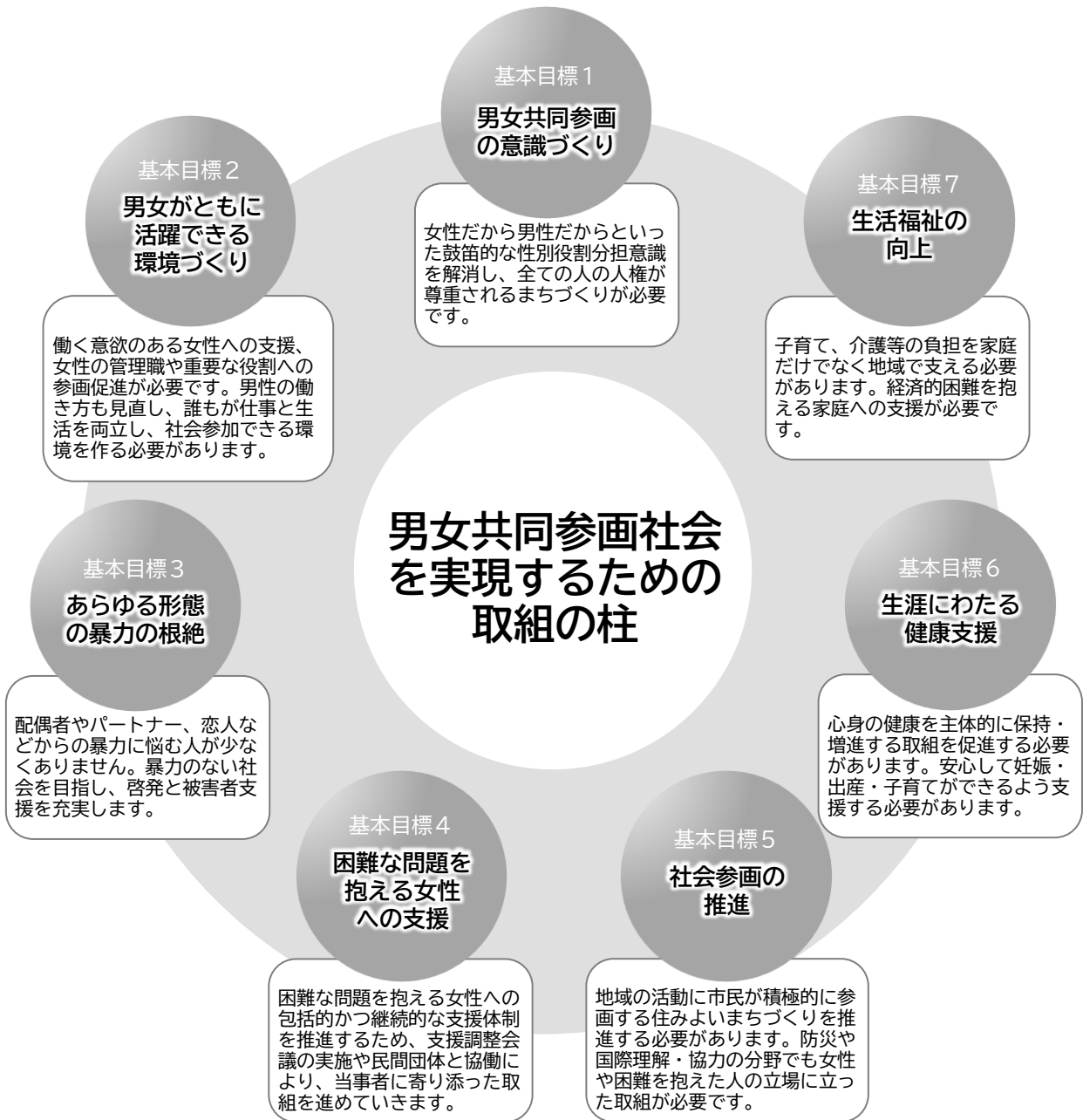
SDGsが示す多様な目的の追求は、地方自治体が抱える課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発につながるものとなります。

本計画においても「だれ一人取り残さない」持続的な社会を目指すものとしてSDGsの取り組みを推進するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 取組の柱とイメージ



だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

6 計画の体系

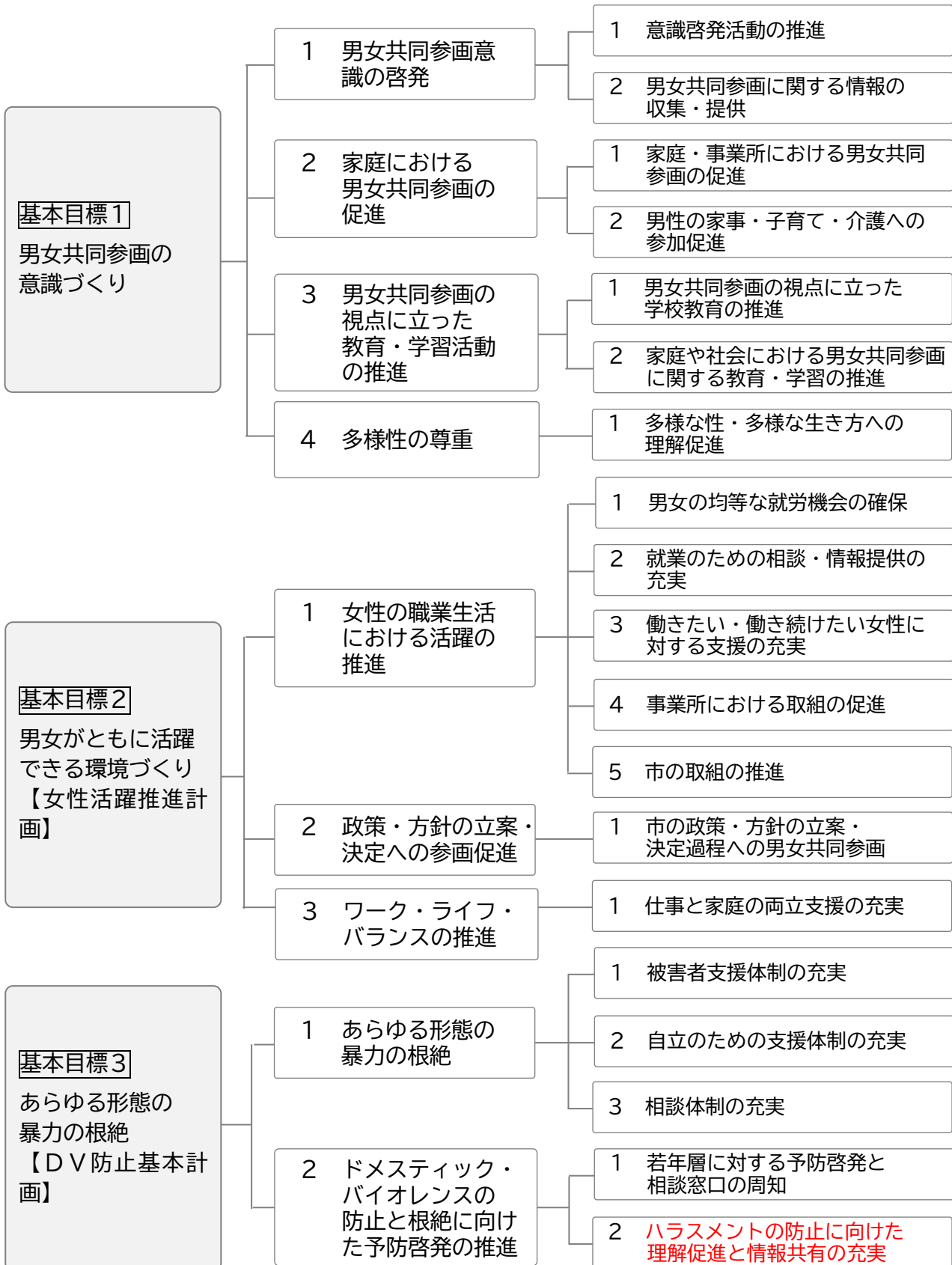
基本理念

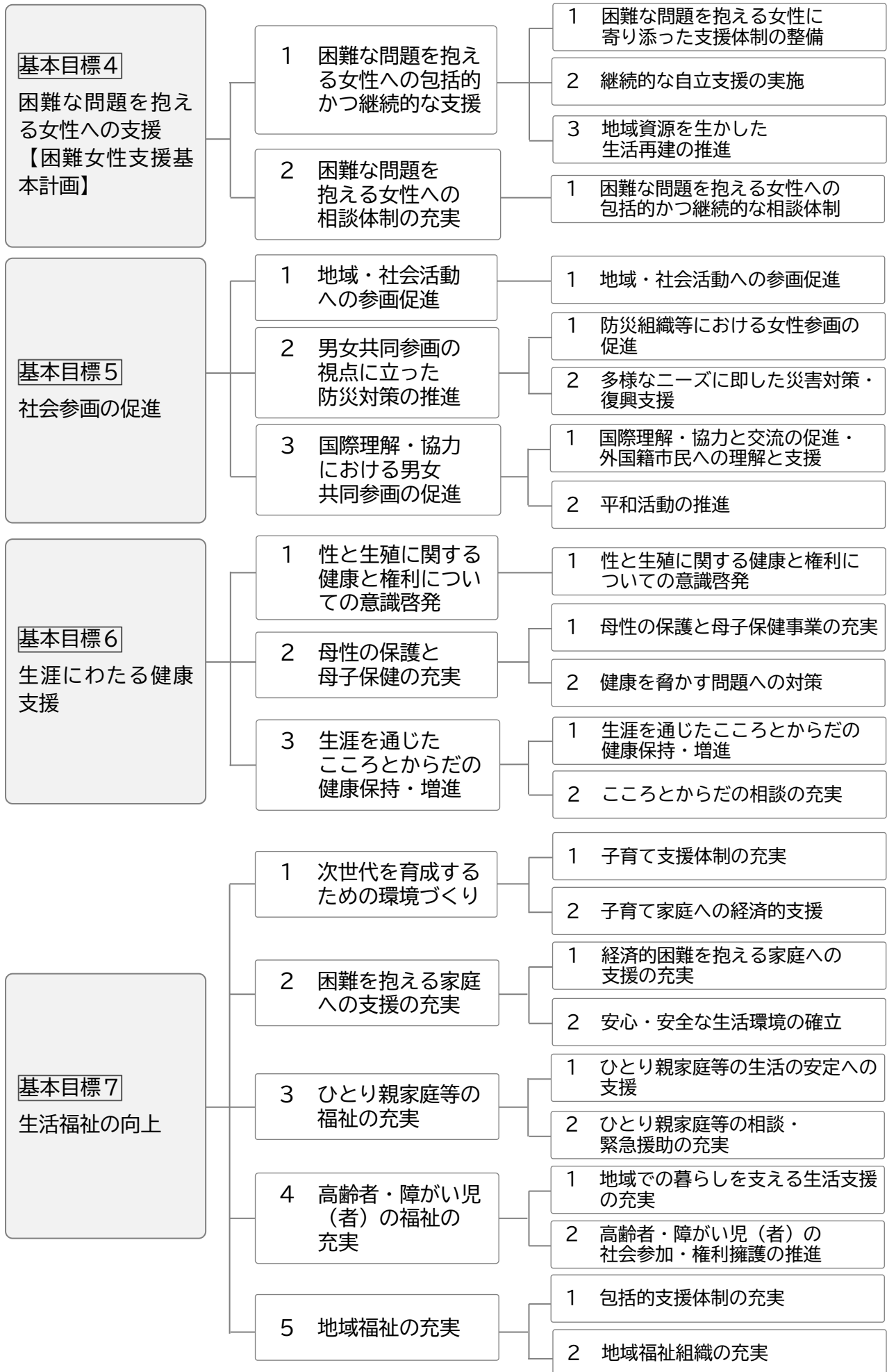
だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

[基本目標]

[主要課題]

[施策の方向]





7 今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方

計画の推進状況を評価する場合、どの程度目標に近づいているか、またより良い方向に向けて個々の取組をどのように進め、改善したのかということ、誰もがわかるように「見える化」していくことが重要です。

これまでの年度終了後に評価を行う「事後的」な評価だけではなく、市民等や関係課も交えながら各分野の目標の達成に向けて、方向性を確認し、取組を見直していく評価のしくみを取り入れます。

指標については、「実績値の目標（管理指標）」に加えて、目指すべき社会の実現に向けて目的を明確にした「成果指標（アウトカム）」や、ふじみ野市における男女共同参画の進捗状況を把握する「参考指標」を設定することで、多様かつ客観的な視点から、市民等や関係課とともに取組の見直しを進めていきます。3つの指標の考え方を生かし、施策の内容にあった「実」のある達成を目指し、各担当課の取組の質を高めていきます。

○指標の設定と説明

この計画では、目標とする指標を成果指標、管理指標、参考指標として設定し、計画的な施策の推進を図るとともに、施策の進捗状況を確認する基準として活用することとします。

種類	性質	進捗管理方法
成果指標	目指すべき成果で、上位の目標達成度を表す指標	目標値を設定し、施策を推進する
管理指標	取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値	具体的な取組や事業の実施計画
参考指標	取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標	推移を確認し、市の動向を把握するための参考データとする

(1) 成果指標

成果指標とは、施策を推進する上で目指すべき成果で、取組の成果として「ふじみ野市がこのような状態になる」ということを示すものです。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)	基本 目標	施策 番号
性的マイノリティ(LGBTQ等)という言葉を知っている」と回答した人の割合	72.3% (令和5年市民意識調査)	100%	1	14
男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参加のための休暇の取得者数	該当者のうち 88.24% 平均取得日数2.3日	取得率 100% 平均取得日数 8日	2	32
男性職員の育児休業取得率	5.9%	50%	2	32
市の審議会等委員に占める女性委員の割合	33.6%	40%以上 60%以下	2	35
女性委員が一人もない審議会等の数	8	0	2	35
男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合	57.4%	25%	2	35
市の管理職(副課長以上)に占める女性の割合	23.2%	25%	2	37
保育所の待機児童数	3人	0人	2	39
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人	2	40
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	16.0%	30%	3	48
市の防災会議における女性委員の割合	15.2%	30%	5	65
妊娠届出時における妊婦の状況把握率	100%	100%	6	78
国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率	44.9%	47.7%	6	83

※赤字部分は「特定事業主行動計画による」という目標値から、具体的な数値目標に修正しました。

(2) 管理指標

管理指標とは、取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値で、「ふじみ野市としてどれだけの活動に取り組んだか」の結果を説明するものです

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)	基本 目標	施策 番号
生きがい学習への参加人数	286人	460人	1	13
ハラスメント防止研修受講人数	延べ229人 ※平成30年度～令和5年度	延べ420人 ※令和6年度～令和12年度	3	55
こころの健康相談延べ件数	9件	30件	6	85
生活困窮者個別支援プラン作成割合	42.2%	60%	7	97
生活困窮者相談窓口での就労支援件数	122件	150件	7	97

(3) 参考指標

参考指標とは、取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標の推移を見ていくもので、「ふじみ野市の男女共同参画の進捗状況」を把握するものです。

指標	現状値 (令和4年度)	目標	めざす姿	基本 目標	施策 番号
市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数	3回	効果的な実施	男女共同参画に関する啓発事業を市民団体等に委託して実施することにより、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現を図ります。	1	2
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	56.0% (令和5年市民意識調査)	増加	あらゆる機会を通じ、継続的に意識啓発を行うことで男女共同参画意識の浸透を図っていきます。	1	8
住民基本台帳事務等における支援措置件数	90件	適切な運用	DV等被害者の情報の秘匿を支援することで、生命、身体の安全確保と安全な市民生活の確保を支援します。	3	43
DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数	1回	適切な運営	DV被害者の保護・支援を円滑かつ安全に実施するために、関係課相互の情報共有を図り、危機管理意識を高めていきます。	3	44
配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合）	女性 7.8% 男性 2.7% (令和5年市民意識調査)	増加	被害者や悩みを抱える人が迅速に相談、支援につながるように、認知度を高めます。	3	48
配偶者暴力相談支援センターの支援人数	91人	適切な運用	相談、保護にとどまらず、その後の生活支援のため、継続的に支援していきます。	3	49
困難な問題を抱える女性支援のための支援調整会議の実施回数	—	適切な運営	支援対象者への適切かつ円滑な支援を実施するために、支援調整会議を実施し、関係機関相互に連携協力を行います。	4	58
自主防災組織で活躍する女性の数	11人	増加	女性が地域で活躍できる環境づくりに取り組むことで、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進していきます。	5	64
外国籍市民の生活相談延べ件数	377件	適切な運営	日本語を母国語としない外国籍市民の生活相談を多言語で実施することで、誰もが安心して生活できる地域づくりを支援していきます。	5	71
教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ件数	8,719人	適切な運営	保護者の子育てによる悩みや児童生徒からの相談を通して、学校との連携を図り、子どもの健やかな成長に向けて取り組んでいきます。	6	91

8 具体的な施策



基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

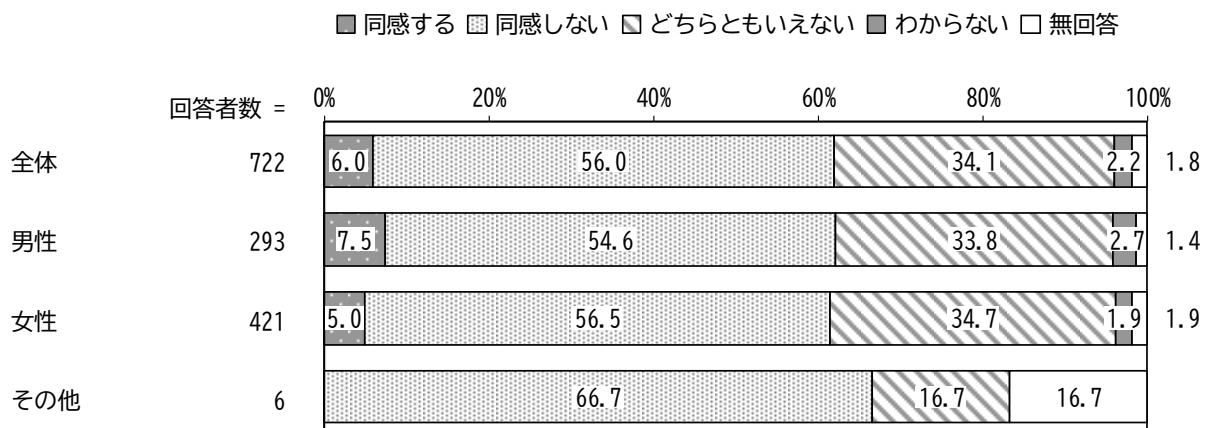
主要課題 1 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、市民一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つことが重要です。ふじみ野市では、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女が個人としての尊厳を重んじられ、能力を発揮する機会が確保されること、性別による差別的な扱いを受けないこと、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行により活動が制限されることなく、自らの意思と責任により生き方が選択できることなどを基本理念として明記しています。

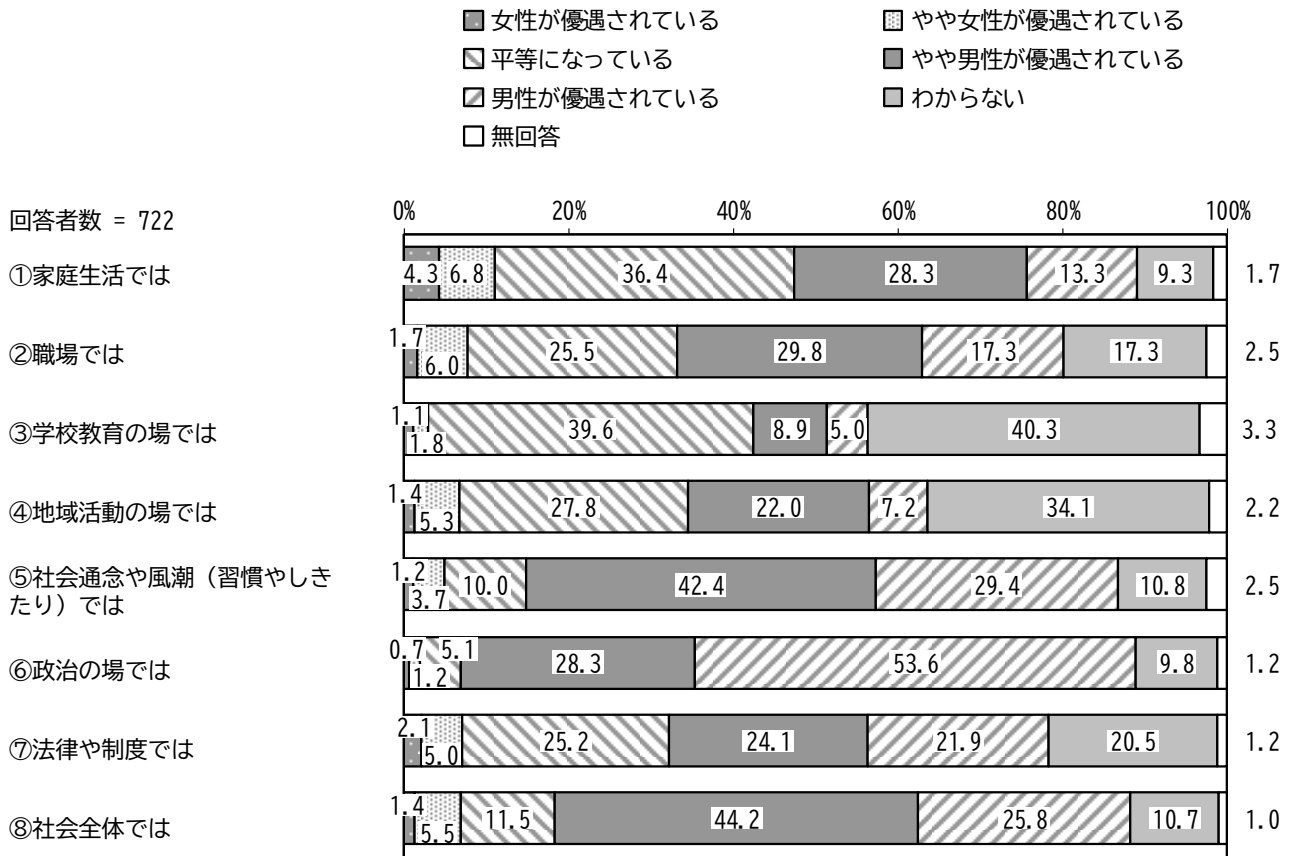
市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について同感する人は前回調査より減少してきており、また性別で比較しても、大きな差はなくなってきています。その一方で、社会通念や風潮（習慣やしきたり）や政治の場、社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人は非常に低くなっています。依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域等において様々な差別や偏った負担を生んでいると考えられます。

このような状況から、男女がともに暮らしやすい社会とするためには、意識など性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。さらに、男女共同参画の意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開することが重要です。

【「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について】



【男女の地位の平等感】



施策の方向① 意識啓発活動の推進

男女共同参画の意識が広がるよう、あらゆる機会を通じて市民に向けた啓発活動を行います。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
1	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室 社会教育課
2	男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。 【参考指標】市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数 【目標値】効果的な実施	市民総合相談室
3	男女共同参画職員研修会の実施	すべての職員が男女共同参画意識を持ち職務に当たるよう、研修を実施し、意識の定着を図る。	市民総合相談室

施策の方向② 男女共同参画に関する情報の収集・提供

多様な機会や媒体を通じて男女共同参画社会への理解促進を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
4	男女共同参画基本計画の進行管理	施策の総合的・効果的推進に向け、毎年度、担当課による実施状況報告と庁内外の評価を行う。	市民総合相談室
5	フクトピア内交流ライブラリーを活用した情報の提供	フクトピア内交流ライブラリーにおいて、掲示や資料配架、男女共同参画に関連する図書の貸出し等により男女共同参画に関する情報提供を行う。	市民総合相談室
6	市報やホームページを活用した情報の提供	市報やホームページ、Fメール等を活用した情報提供の充実を図る。	市民総合相談室
7	男女共同参画社会を目指した情報発信	男女共同参画情報誌「燦」を作成することで積極的に市民への意識啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室

【 男女共同参画情報誌「燦」 】

「燦」とは……
燦(さん)という響には、「輝やかに輝く」という意味があります。
男女が性別にとらわれないことなく、ひとりの人間として尊重し合い、社会の中で充実した人生を送れるように、そして社会の対等なパートナーとして活躍できるみんなが輝く社会を目指して、この情報誌をお届けします。
※より多くの方々に読んでいただけるよう「市報ふじ野」に掲載します。

燦

ふじ野市男女共同参画情報誌

企画・編集 市民総合相談室 ☎049-262-9025

さん No.27

女性に立った防災

近年、地震や豪雨などの災害が多発しています。大災害が起きたとき、避難所の生活では、特に女性の心身に大きなストレスがかかりますが、少意識識を変えるだけで避難所生活は大きく変わります。被災時に化整水を使うのはぜひたくなことでしょうか？被災時に女性に起こっていること、これからの防災に必要なことを知り、いざというときに備えておきましょう。

女性に安心できる避難所作りと防災対策

● 避難所での女性専用スペースの確保
● 女性専用トイレや入浴設備の確保
● 女性専用着替えスペースの確保
● 女性専用食器・調理器具の確保
● 女性専用寝具の確保
● 女性専用洗濯機・乾燥機の確保
● 女性専用靴入れの確保
● 女性専用化粧品の確保
● 女性専用おむつ・生理用品の確保
● 女性専用おむつ・生理用品の確保
● 女性専用おむつ・生理用品の確保

女性の意見をとり入れた避難所運営

● 避難所運営委員会の女性メンバーの確保
● 避難所運営委員会の女性メンバーの確保
● 避難所運営委員会の女性メンバーの確保

備えておいた方がいい 非常持ち出し品

安全避難用品

- ヘルメット
- 兼手(濡り止め付)や皮手袋
- ホイッスル(救助・防犯用)
- 懐中電灯やヘッドライト

情報収集用品

- スマートフォン・携帯電話用充電器
- 携帯ラジオ
- 電池

水・食料品

- 3日分の水と食料品
- ※ふじ野市地域防災計画では「最低3日分(推奨7日分)」。

医薬品・衛生品

- 感冒薬
- 眼鏡・老眼鏡
- 救急応急処置用品
- ばんそうこう、使い捨て手袋
- 安全ピン・カット線、絆創膏
- テーブ、止血帯
- ピンセット、はさみ
- アルミブランケット
- 三角巾、包帯など

非常持出袋

女性は、重さ10kgを上廻りに作成しましょう。バッグの容量は30-45Lが目安となります。

10kgまで 30-45L

備え忘れない品

- 生理用ナプキン、絆創膏
- 避難所では下着を交換しにくいので、履き替えやすいパジャマや下着は必ず用意し、子どもにも使えます。

編集後記

田中 幸子

田中 幸子(たなか ゆきこ)は、ふじ野市立川越小学校教諭。2004年に川越市消防団に入団、同消防団に所属。2011年から、埼玉県消防団副団長、NPO法人日本消防士会会員、NPO法人埼玉県消防士会理事を兼任。2014年から埼玉県自主防災組織リーダー養成研修員、イブ防災インストラクター。2015年から毎月開催の女性防災講座として、執筆の作成などを行う。

市報ふじ野令和5年度3月号掲載

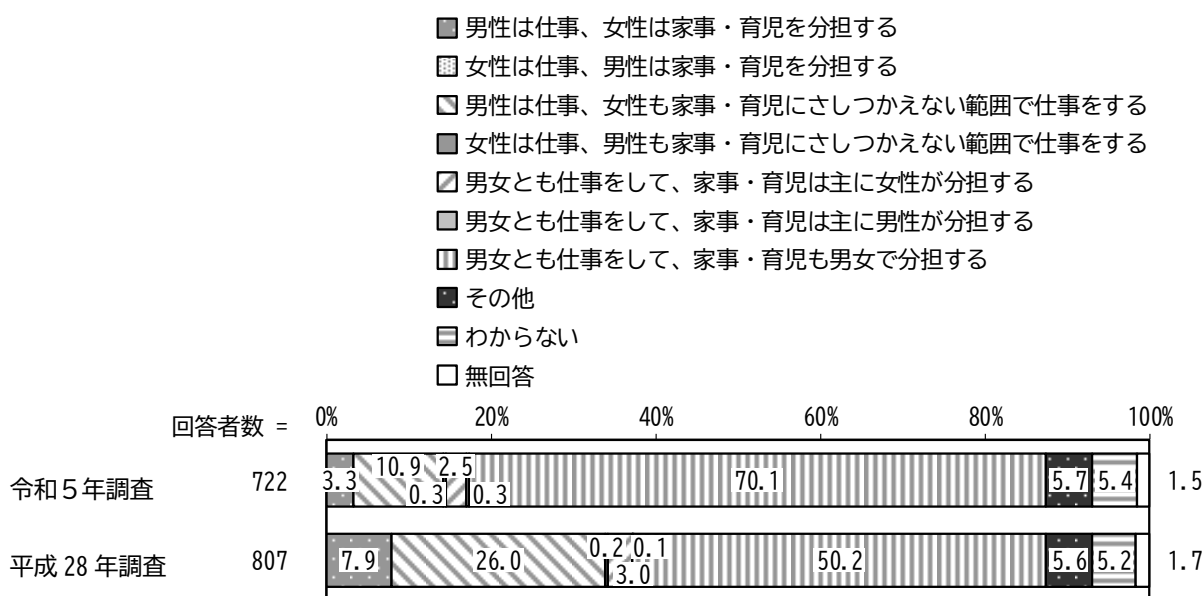
主要課題2 家庭における男女共同参画の促進

家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切ですが、女性が担っている割合が多いことが市民意識調査から読み取れます。その状況には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識が根付いていると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事・育児・介護などに関わる必要があります。そのためには、男性の仕事中心の考え方やライフスタイルを変革し、仕事と家庭のバランスの取れたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の負担が軽減され、家庭だけでなく、仕事や地域活動などへの女性の更なる活躍が期待されます。

市民意識調査では、男女の役割分担のあるべき状態として「男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する」の割合が増加しています。しかし、家庭生活における男女平等の実現度では、「平等になっている」は男性 46.4%、女性 29.9%にとどまっており、特に女性の負担感が表れています。

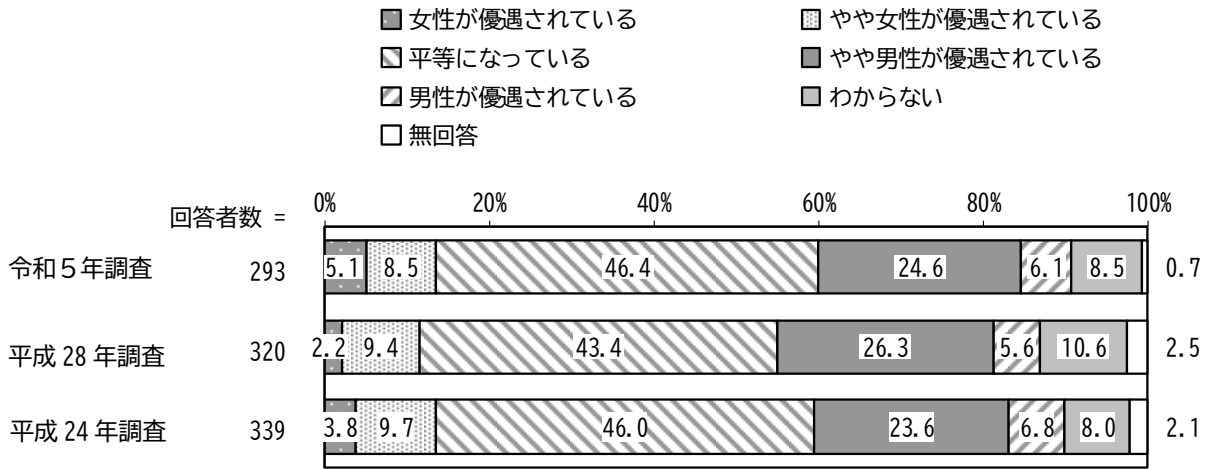
近年、共働き家庭が増えており、役割分担意識が固定化したままでは、女性は仕事と家庭内の仕事の負担がさらに増すことになり、男女がともに家事や子育て、介護などを家族の一員として担っていくことが求められます。そのため、男性が積極的に家事、子育て、介護等家庭における役割を担うために情報提供やきっかけとなる場の提供を推進していく必要があります。

【男女の役割分担のあるべき状態】

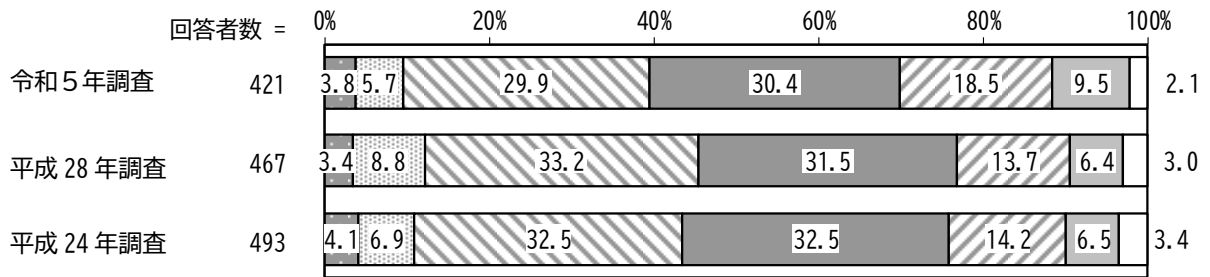


【家庭生活における男女平等の実現度】

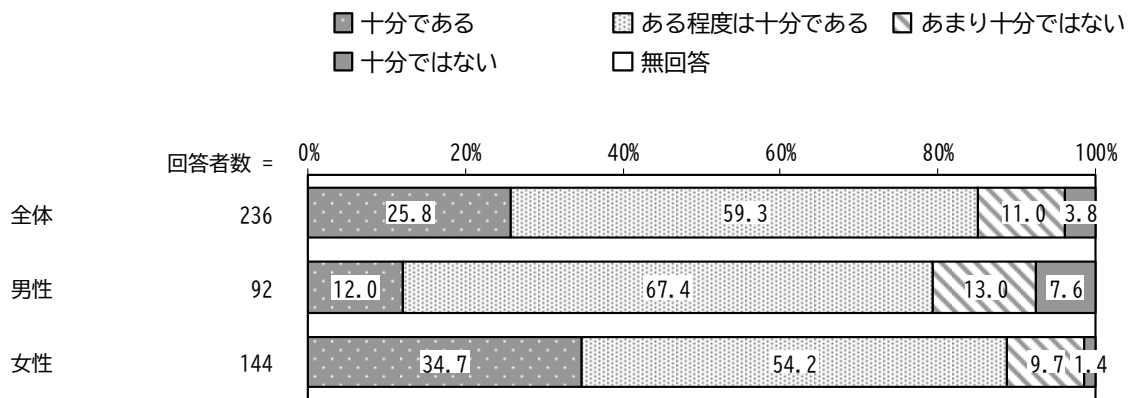
【男性】



【女性】



【自身の子育てへのかかわりについて（子育て中の方のみ回答）】



施策の方向① 家庭・事業所における男女共同参画の促進

性別による役割分担の認識の解消や家庭・事業所における男女共同参画の推進に向けた啓発・情報提供を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
8	性別役割分担意識解消に向けての啓発	市報やパネル展等広報・啓発活動を通して家庭の男女共同参画を推進するための意識啓発に努める。 【参考指標】「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合 【目標値】増加	市民総合相談室
9	事業所等へ向けた情報提供	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▶男女共同参画情報誌「燦」やリーフレット等の配布	市民総合相談室

施策の方向② 男性の家事・子育て・介護への参加促進

女性に偏りがちな家事・子育て・介護の役割をより多くの男性が担えるよう、職域での取組と併せて、男性自身の意識を変え、家事・子育て・介護のしかたを学ぶ機会を創出します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
10	性別役割分担意識解消に向けた学習機会の充実	男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	社会教育課
		パパママセミナーや訪問による沐浴指導などに男性の参加を促し、家族を迎え、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	保健センター
		子育て支援センターや児童センターなどで子どもと保護者が参加する事業に男性の参加を促し、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	子育て支援課

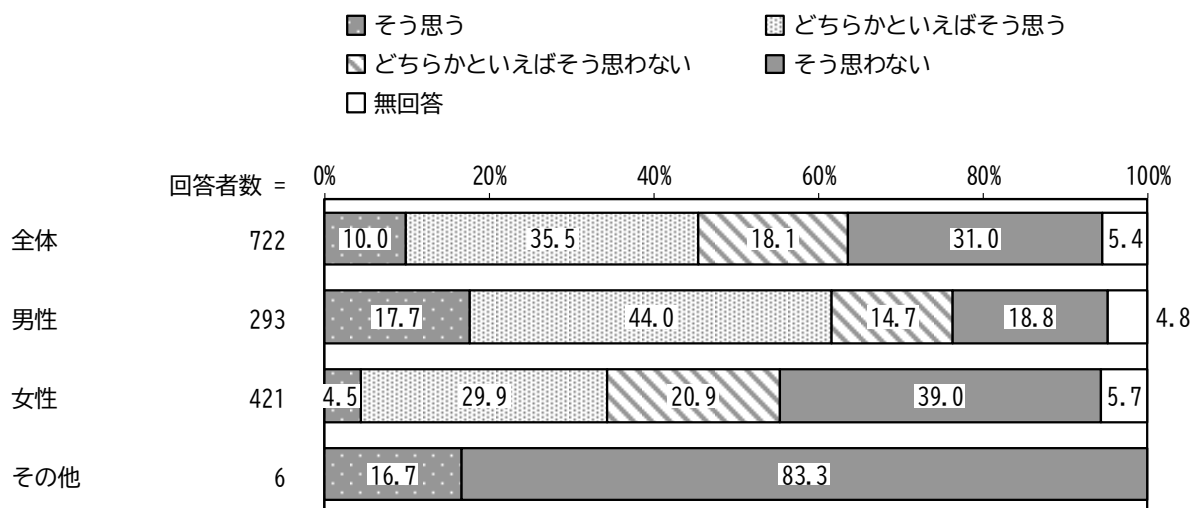
主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

人権意識や男女平等意識は、個人の成長と発達に影響を与える重要な要素であり、成長に応じて形成されることから、その意識を育む教育の果たす役割は家庭・学校・地域社会の中で非常に大きくなっています。学校教育では、国の学習指導要領に基づく指導計画や人権教育全体計画により、人権教育や男女共同参画の視点も踏まえた指導が行われています。

市民意識調査では、「学校教育の場」が「平等になっている」と考える人の割合は高くなっており、学校教育の場においては男女平等が進んでいることがうかがえます。しかし、子育てについて「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい」と考える人は男性61.7%、女性34.4%となっており、子ども達に無意識のうちに男性らしさや女性らしさを植え付けてしまう可能性があります。

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域における学習機会などを通じて男女共同参画や人権に関する教育を続けていくことが重要です。また、子どもたちが、それぞれの個性、能力を発揮しながら自立して生活し、社会の一員として役割を果たすために、性別にとらわれずに将来について考え、主体的に自らの進路を選択することができるよう支援することが重要です。

【 「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい」という考えについて 】



施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女間の固定観念や性別役割分担の意識を解消し、性別にとらわれず多様な生き方ができるよう、男女共同参画に関する教育の充実や男女共同参画の視点に立った指導を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
11	人権教育・男女共同参画の視点に立った指導の推進	校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。	学校教育課

施策の方向② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進

家庭や社会において男女共同参画の視点をもった教育・学習が行われるよう、地域の人材を育成・活用しながら、意識啓発・学習機会の提供等を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
12	地域とともに取り組む学校運営と学校を核とした地域づくり	保護者、学校、地域の人々とともに子どもを育て、地域コミュニティを育む地域協働学校の取組を推進する。	学校教育課 社会教育課
13	市民の学びの場における学習機会の提供	市民誰もが生きがい学習に参加する機会を創出する。 【管理指標】生きがい学習への参加人数 【目標値】460人	協働推進課

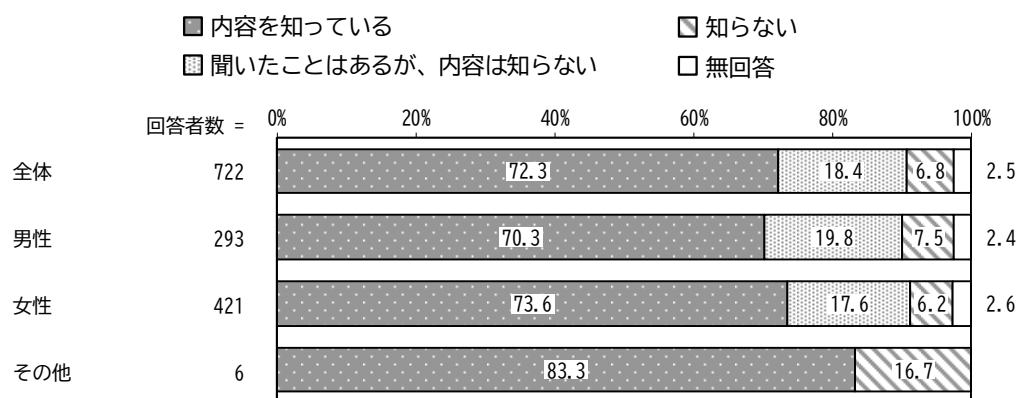
主要課題4 多様性の尊重

男女共同参画社会では、性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、幅広く多様な個人を認め合うことで、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的マイノリティは、性的指向や性自認に基づく理由から、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的マイノリティを理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援・配慮が必要です。

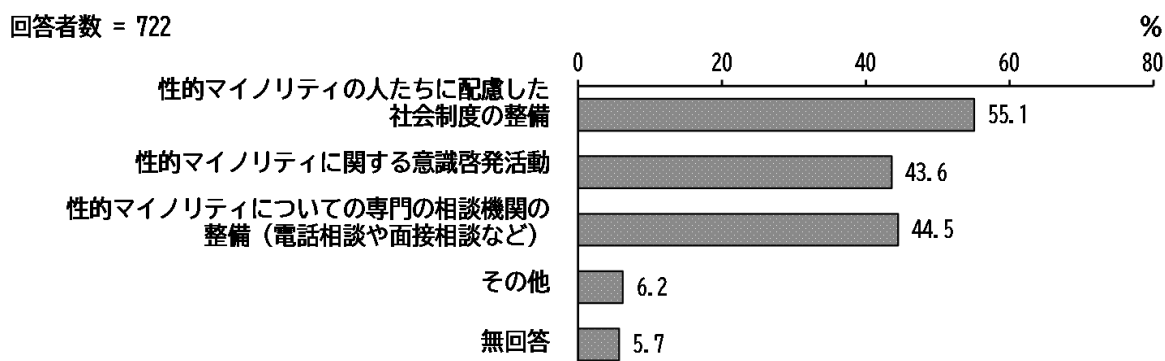
市民意識調査では、性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉について「内容を知っている」は72.3%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」は18.4%となっており、多くの市民に認知されてきていることがうかがえます。また、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組については、「性的マイノリティの人たちに配慮した社会制度の整備」と並んで「性的マイノリティについての専門の相談機関の整備（電話相談や面接相談など）」「性的マイノリティに関する意識啓発活動」が挙げられており、支援が必要とされています。

地域・学校・職場などで多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう理解促進と支援に取り組む必要があります。

【性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉の認知度】



【性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組】



施策の方向① 多様な性・多様な生き方への理解促進

性的指向・性自認などについて多様な性のあり方や、性的マイノリティについての相談体制の充実や正しい理解を広めるための取組を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
14 新規	性に関する理解促進と相談体制の充実	LGBTQ など性的マイノリティへの理解促進のため、広報等を通じて広く啓発・教育を行うとともに相談体制の充実を図る。 ▶相談窓口の周知 ▶パートナーシップ宣誓制度における支援策の調査・研究 【参考指標】 性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉を知っている」と回答した人の割合 【目標値】 100 %	市民総合相談室
15	性的マイノリティへの市職員の理解促進	研修や庁内通知を通じて、市民対応における配慮や庁内の職場環境向上に向け、市職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。	人事課
16	市の手続き等における配慮の推進	市の手続き等における当事者の心理的負担の軽減を図ることを目的として、「ふじみ野市各種様式等における性別記載ガイドライン」について、庁内に周知・働きかけを行う。	市民総合相談室
17	性的マイノリティへの教職員の理解促進と児童生徒への配慮	国や埼玉県等からの通知や研修などあらゆる機会を通じて、教職員の性的マイノリティに対する理解促進を図り、児童生徒への配慮に取り組む。	学校教育課

【ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度のチラシ】

2022年6月1日
7月1日
スタート

ふじみ野市 パートナーシップ 宣誓制度

ふじみ野市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、「ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活で相互に協力し合うことを約束した、1人または2人がLGBTQなどの性的マイノリティ（性自認が戸籍上の性別と異なるor性的指向が異性のみでない）であるお2人が、パートナーであることを宣誓し、市が宣誓受領証や受領カードを交付する制度です。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、性の多様性に対する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方の社会生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減し、お2人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

LGBTQ とは

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときに割り当てられた性別と自分が認識する性別が異なる人）、クエスチョニング（自分の性別や好きになる性別が決まっていない人）の漢文字を組み合わせたものです。その他にも多様な性が存在します。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】



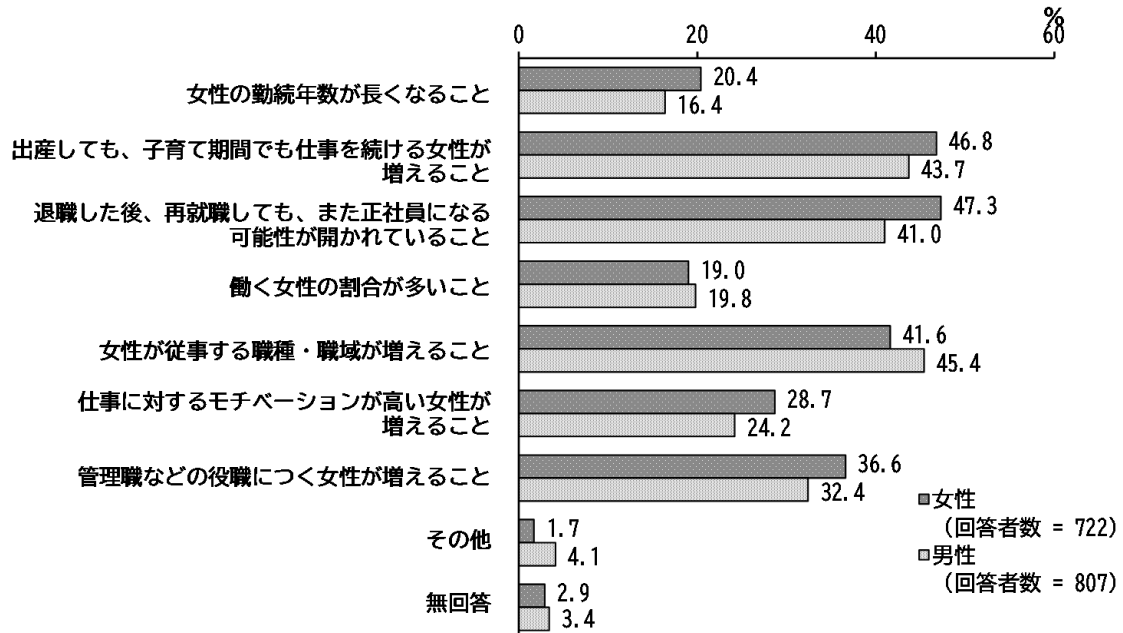
主要課題1 女性の職業生活における活躍の推進

働きたい人が性別等にかかわらず能力を十分に発揮することは個人の自己実現につながるものであると同時に、少子高齢化が進行し労働人口の減少が大きな課題となる中、人材の確保のみならず、社会全体の活力の維持・向上のために極めて重要です。国においては、女性活躍推進法に基づく取り組みを含めたポジティブ・アクションの推進が求められており、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援が求められています。

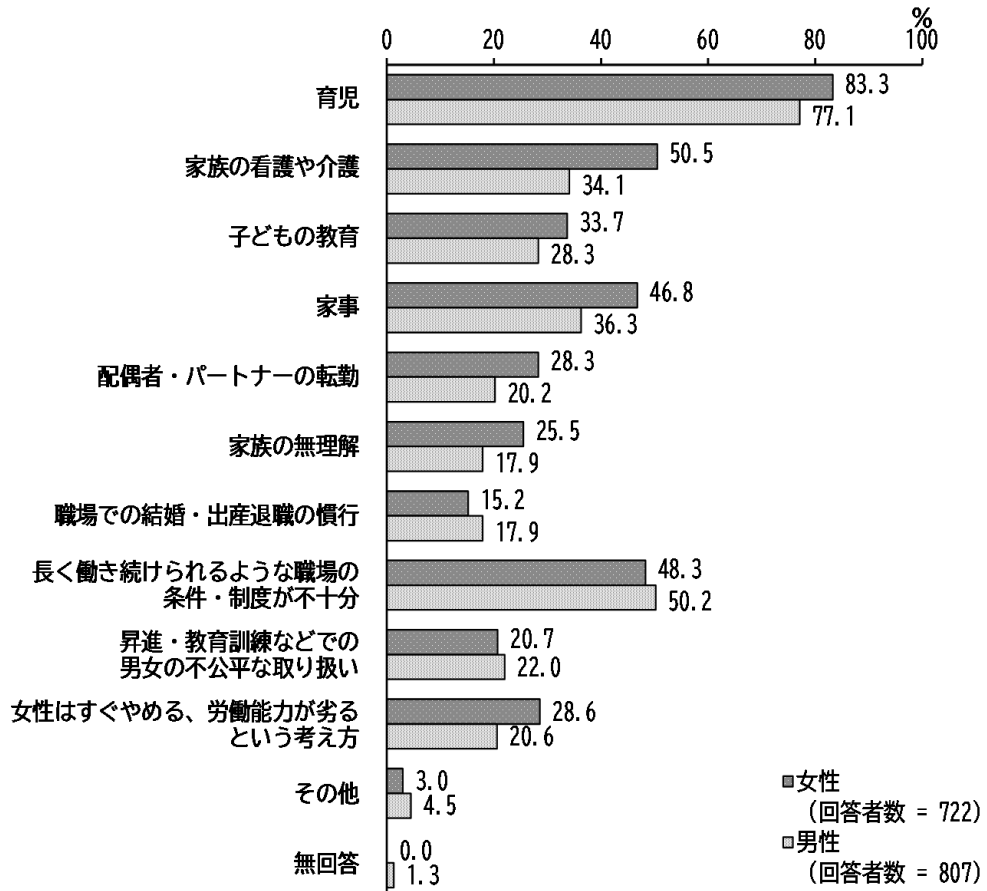
市民意識調査では、働く場で「女性の活躍が推進されている」状態として、「出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること」、「女性が従事する職種・職域が増えること」、「退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること」などが多く挙げられており、女性が働き続けることのさまたげになっている要因としては、「育児」「家族の看護や介護」「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」が多く挙げられています。また、令和2年度の国勢調査では、妊娠・出産・子育て期に女性の労働力率が低下するM字カーブとなっているほか、女性の就業者に占める非正規雇用の割合は56.8%と高い状態が続いています。

女性が職業生活においても活躍するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する取組を進めるとともに、一度退職した女性が再就職等にチャレンジしやすい環境をつくる必要があります。

【働く場で「女性の活躍が推進されている」状態について】

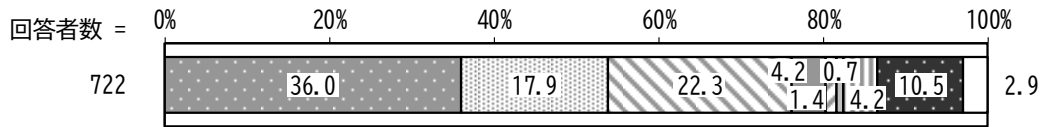


【女性が働き続けることのさまたげになっている要因】



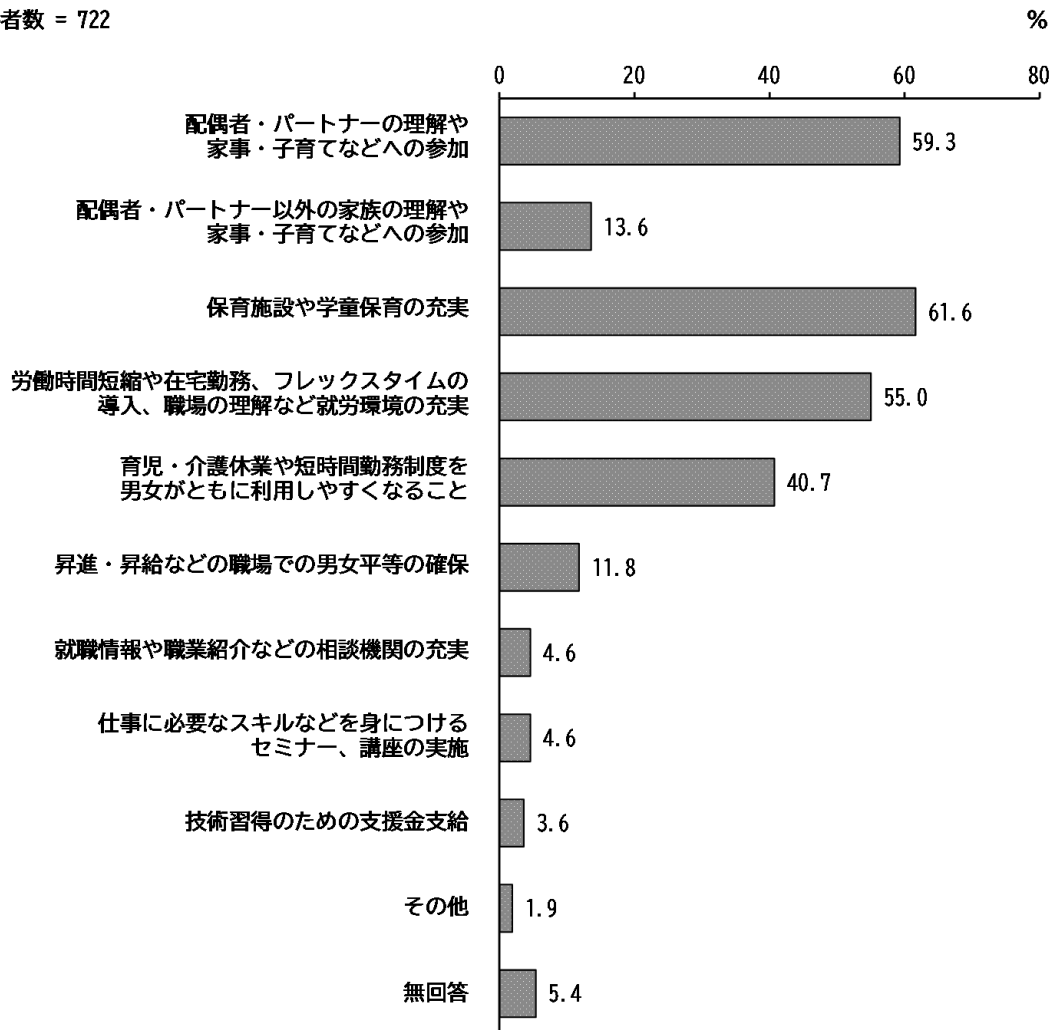
【女性の働き方の理想】

- 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- ▨ 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
- ▨ 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムなどで仕事を続ける
- 子どもができるまで仕事もち、子どもができたらか家事や子育てに専念する
- ▨ 結婚するまで仕事もち、結婚後は家事に専念する
- 仕事はもたない
- ▨ その他
- わからない
- 無回答



【女性の就労継続、再就職のために必要なこと】

回答者数 = 722



施策の方向① 男女の均等な就労機会の確保

男女がともに多様な職種・職場での就労の機会を得て、平等に評価を受け、いきいきと自分らしく働けるよう、事業所等に対する取組を進めます。

また、個人の生き方が多様化する中で、女性の働く意欲が阻害されないよう、女性活躍の視点にも応じた制度等の整備を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
18	旧姓使用の場の拡大	様々な活躍の場で旧姓を使用しやすくするため、住民基本台帳やマイナンバーカードに旧姓を併記することで身分証明となり、女性の活躍を後押しする手段として広報等で周知していく。	市民課
19	事業所・市民に対する情報提供	埼玉県女性キャリアセンター主催の講座や相談に関する情報提供のほか、様々な媒体を活用して情報提供を行う。	市民総合相談室
20	雇用・就労に関する情報提供	商工会やハローワーク川越など関係団体と連携し、雇用・就労に関する法制度等についての情報提供をする。	産業振興課

施策の方向② 就業のための相談・情報提供の充実

ハローワーク、ふるさとハローワーク、埼玉県など関係機関と連携し、就労に関する相談・情報提供を進めます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
21	就労の相談支援	市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する人への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援する。	産業振興課
22	ビジネス支援の充実	就業・起業・会社経営などに役立つ資料を集めたコーナーの充実を図るとともに、年1回のビジネス支援講座を図書館で開催する。	社会教育課
23	女性の労働を支援するための情報提供	埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課
24	雇用・労働環境に関する相談窓口の充実	賃金や労働条件など労働問題に関する相談窓口や手続きに関する情報提供等の支援の充実を図る。	市民総合相談室 産業振興課
25	内職相談などの家内労働における情報提供の充実	家庭の事情等により働く時間や場所に制約があり、自宅等での仕事を希望する者に対し、内職などの家内労働における相談や情報提供、あっせん及び求人の開拓を行う。	産業振興課

施策の方向③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

出産・子育てとの両立や不安定な就労状況など女性の就労に関わる課題を解消し、働きたい・働き続けたい意欲を持つ女性を支援します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
26	女性に対する就労支援体制の充実	ジョブスポットふじみ野と連携し、各々の対象者に応じて専門相談員が職業相談・紹介などを効果的に行うことで就職のサポート体制の充実を図る。	生活福祉課 地域福祉課 子育て支援課
23 再掲	女性の労働を支援するための情報提供	埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課
27	結婚・出産等で退職をした女性に向けた再就職の支援	再就職を希望する女性を対象としたセミナー等を開催し、ブランクがあることで生じる不安の除去や、情報処理スキルやコミュニケーションスキルの向上など再就職への後押しをする。	市民総合相談室 産業振興課
28	起業や多様な働き方への支援の充実	働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できるよう、起業に必要な情報提供や支援、セミナー等を開催する。	産業振興課

施策の方向④ 事業所における取組の促進

事業所等においても働きやすい職場づくりや管理職等への女性の参画が進むよう啓発や情報提供を行います。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
29	入札制度を活用した事業所等への啓発	入札参加資格の審査申請受付時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求める。	契約・法務課
30	多様な働き方を推進している企業への入札制度における優遇措置の調査・研究	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、公共調達における優遇措置について調査・研究を行う。	市民総合相談室 契約・法務課
31	女性管理職登用促進に向けた啓発	事業所等に対し、女性の管理職登用促進に向けた啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室

施策の方向⑤ 市の取組の推進

特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
32	特定事業主行動計画に基づく取組の推進	特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。 【成果指標】 男性職員の配偶者出産補助休暇・ 育児参加のための休暇の取得者数 【目標値】 取得率 100% 平均取得日数 8日 【成果指標】 男性職員の育児休業取得率 【目標値】 50%	人事課

主要課題2 政策・方針の立案・決定への参画促進

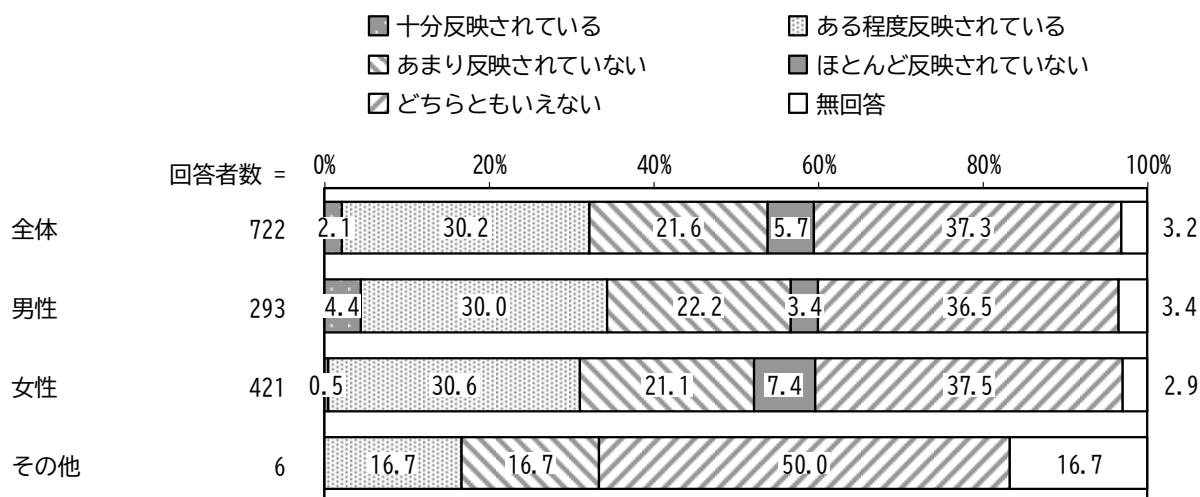
持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、あらゆる分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多角的な視点からの意見を反映することが重要です。

市民意識調査では、地方自治などの施策への女性の意見や考え方の反映度について、<反映されている>は32.3%にとどまっており、特に女性の参画が進むべき分野としては、「国会・県議会・市町村議会等の議員」「企業の管理職、労働組合の幹部」「国の省庁、県庁、市町村の役所等」が多くなっています。

ふじみ野市では、審議会等委員への女性の割合を高めることを目標として、委員会や審議会の委員選定の場に働きかけを行うなど、政策・方針決定過程への女性の参画を推進してきましたが、未だに女性の割合が低い状況となっています。

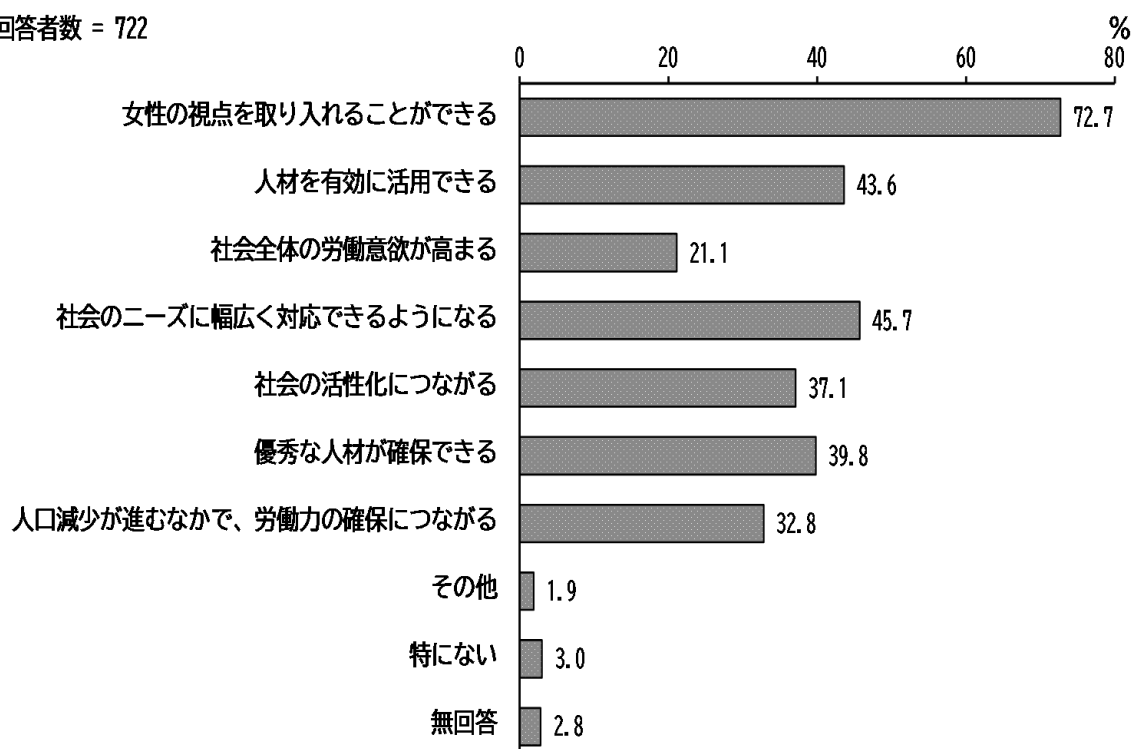
市民意識調査では、女性を積極的に活用することによる効果として、「女性の視点が取り入れることができる」の割合が7割以上となっており、女性を積極的に活用するためにも、庁内をはじめ、事業所においても、方針決定の場への女性の参画や働きやすい職場づくりを推進する必要があります。取組が進むよう、情報提供等を行う必要があります。

【地方自治体などにおける施策への女性の意見や考えの反映度】



【女性を積極的に活用することによる効果】

回答者数 = 722



施策の方向① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、庁内外への働きかけや人材情報の集約・活用促進により審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
33	まちづくり人材登録制度の活用	審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう、専門的知識を持つ人材の登録を進めるため、制度運用の見直しを行うとともに、庁内外に制度活用の周知・働きかけを行う。	経営戦略室
34 新規	女性の審議会等委員の登用に向けた仕組みの構築	政策の立案及び決定に重要な役割をはたす審議会等において、バランスよく多様な意見が反映されるよう、女性の登用を推進する仕組みについて調査・検討する。	市民総合相談室
35	審議会等女性委員の構成割合の向上	女性委員が一人もいない審議会等がゼロになるよう努めるとともに、女性委員の構成割合を40%以上60%以下、また、片側の性が30%を下回らない委員構成となるよう庁内外への働きかけを行う。 【成果指標】市の審議会等委員に占める女性委員の割合 【目標値】40%以上60%以下 【成果指標】女性委員が一人もいない審議会等の数 【目標値】0 【成果指標】男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合 【目標値】25%	市民総合相談室
36	一般事業主行動計画の推進	市内の事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める一般事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していく。	市民総合相談室
37	女性職員の管理職への登用の推進	「特定事業主行動計画」の推進により、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取組を着実に推進する。 【成果指標】市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合 【目標値】25%	人事課
38	女性職員の管理職登用に向けての研修・学習機会の確保	女性職員が積極的に管理職を目指す職場づくりに向け、職員に対するキャリアデザインや組織運営・部下育成など管理職に必要な知識・能力に関する研修・学習を実施する。	人事課

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進

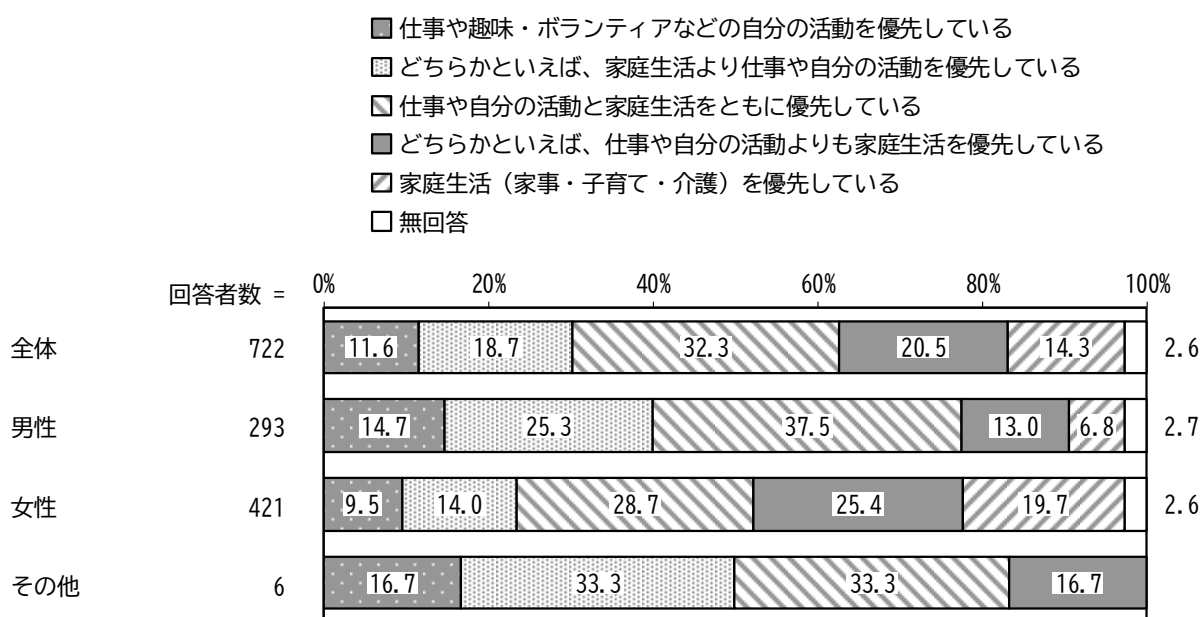
誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会において活躍するためには、仕事と、家事・育児・介護などの家庭生活や、自己啓発、地域でのボランティアなど様々な活動との調和が大切です。個人が望む生活のバランスが実現し、いきいきと働き、家庭や個人の時間も豊かに過ごすことができるような働きやすい職場づくりが求められています。

市民意識調査では、家庭生活（家事・子育て・介護）について、希望では「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男性、女性とも5割弱と多くなっていますが、現実には仕事中心の生活になっている人は男性に多く、家庭生活を優先している人は女性に多くなっています。また、働く意欲があっても家事・子育て・介護などの理由で働けずに家庭生活に専念している人や、家庭や社会に残る性別役割分担意識により、男性に仕事の負担が重くなったり、家庭での負担を女性が一人で担うワンオペ育児などの状況にある人がいます。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、組織の活性化に向けても重要な課題であるため、事業所に向け啓発や取組のきっかけとなる情報提供などにより、取組を推進する必要があります。

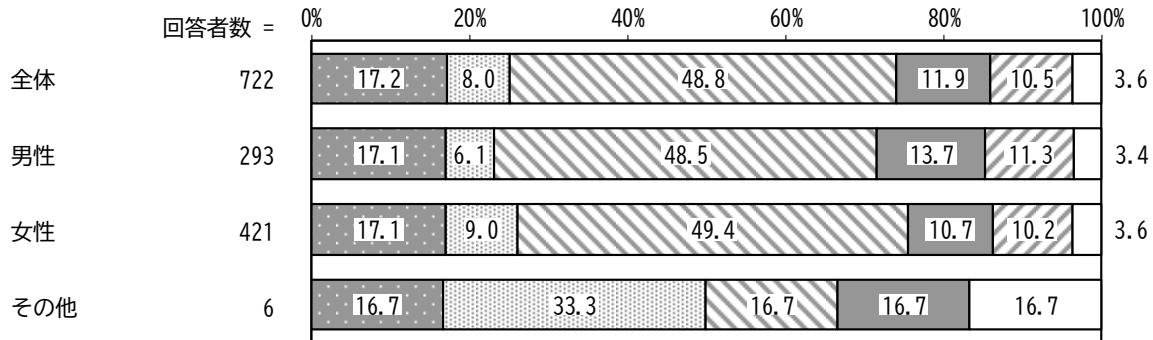
【家庭生活（家事・子育て・介護）での優先項目】

現実



希望

- 仕事や趣味・ボランティアなどの自分の活動を優先したい
- ▨ どちらかといえば、家庭生活より仕事や自分の活動を優先したい
- ▧ 仕事や自分の活動と家庭生活をともに優先したい
- どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先したい
- ▨ 家庭生活（家事・子育て・介護）を優先したい
- 無回答



施策の方向① 仕事と家庭の両立支援の充実

仕事と子育てを含めた家庭の両立を図るため、保育サービスの充実や庁内、事業所での取組を促進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
39	保育環境の充実	保育を必要とする子育て家庭が安心して子育てができ、育てる喜びも感じられるように、多様化する保育需要に対応した保育環境の充実を図る。 【成果指標】 保育所の待機児童数 【目標値】 0人	保育課
40	放課後児童クラブの充実	指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。 【成果指標】 放課後児童クラブの待機児童数 【目標値】 0人	子育て支援課
41	ワーク・ライフ・バランスの推進	一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時で帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。	人事課
9再掲	事業所等へ向けた情報提供	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▶男女共同参画情報誌「燦」やリーフレット等の配布	市民総合相談室
42	事業所における「働き方改革」の促進	長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する事業所の取組を取組事例の情報提供や啓発等により促進する。	市民総合相談室

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶 【DV防止基本計画】



主要課題1 あらゆる形態の暴力の根絶

DVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、恐怖と不安を与える犯罪であり、決して許される行為ではありません。特に暴力の被害者は、多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的役割分担意識や経済力の格差などの意識や社会構造の問題があると考えられています。

このような状況を改善するためには、国民一人ひとりが暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、「いかなる暴力も絶対に許さない」という社会の実現に向け、幼少期から男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりに積極的に取り組んでいくことが重要です。



【女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク】

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

(内閣府制定)

市民意識調査では、配偶者等から暴力を受けた経験がある人（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）は、「物を投げつける」「ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす」、「何を言っても、長時間無視し続ける」「人権を否定するような暴言を言う」「大声でどなる」などの暴力被害が1割を超えており、身体的・精神的な暴力被害があることがうかがえます。

また、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障がい者などの場合もあること、暴力は誰もが被害者にも加害者にもならないよう暴力防止対策を推進する必要があります。

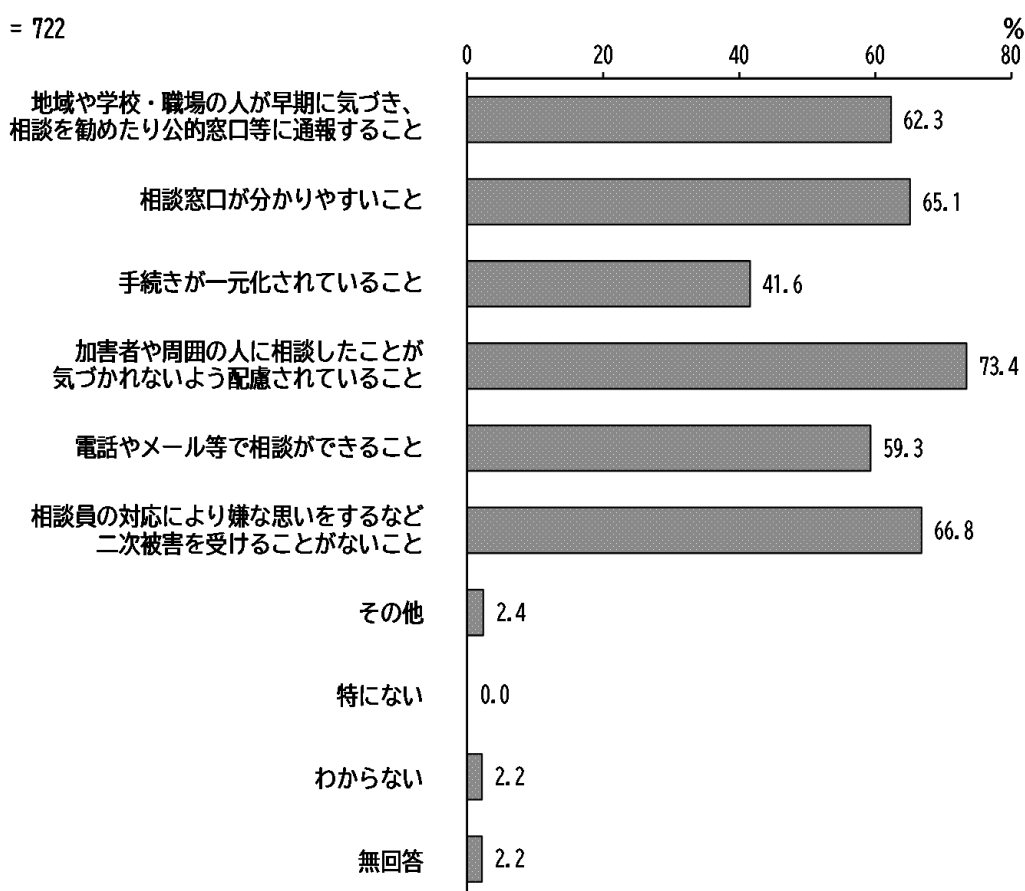
さらに、被害者にとっての安全を第一とした相談環境はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られること、また、その訴えが十分に受け入

れられることが重要です。また、被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましく、先入観を持たずに不適切な対応により、被害者にさらなる被害(二次被害)が生じることのないように十分留意することが求められます。

配偶者暴力相談支援センターなど市で受け付けている配偶者等からの暴力に関する相談は、令和4年度に141件となっています。配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対して支援に関する基本的な情報提供や一時保護等後の生活支援を適切に行うために、被害者の置かれている状況に応じて身近な相談窓口として自立に向けた継続的な支援を行っていく必要があります。

【DVの被害発見や相談しやすい環境をつくるために必要なこと】

回答者数 = 722



施策の方向① 被害者支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという認識がすべての市民に浸透するよう、DVを防止するための広報・啓発の取組を強化するとともに、被害者に対するきめ細かな支援を関係機関と連携して進めます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
43	関係各課と連携したDV被害者の支援	庁内支援体制の連携強化を図り、DV被害者を必要な支援につなげる。また、DV被害者の支援のための事務取扱を定めた要綱等に基づき、住民記録等の保護を実施する。 【参考指標】住民基本台帳事務等における支援措置件数 【目標値】適切な運用	市民課 市民総合相談室
44	DV被害者支援ネットワーク体制の充実	DV庁内連絡会議を活用し関係機関と円滑に連携し、DV被害者を総合的・適切に支援する。 【参考指標】DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数 【目標値】適切な運営	市民総合相談室
45	NPO等の民間団体との協働	DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、同行支援及びアウトリーチを実施する。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活を考える居場所を提供する。	市民総合相談室

施策の方向② 自立のための支援体制の充実

DV被害者が心身のケアを受け安全を確保された後、複合的な問題を抱えた被害者が自立した生活を送るためには、問題解決にかかわる関係機関がそれぞれの役割を認識し、情報共有を図りながら被害者に寄り添った支援の充実を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
46	緊急時の安全確保	被害が急迫しているDV被害者を、埼玉県施設や宿泊施設等を利用して、身の安全が図られるよう、被害者本人の意思や意向を確認しつつ、迅速に支援する。また、自立に向けた支援を行うため、困窮の状況に応じて必要な保護を行っていく。	市民総合相談室 生活福祉課 子育て支援課
97 再掲	生活困窮者自立支援制度の活用の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。	地域福祉課
100 再掲	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。	子育て支援課
47 新規	犯罪被害者支援の充実	犯罪被害者等支援の総合的な対応窓口として、関係機関等と連携し、相談及び支援を行う。	市民総合相談室

施策の方向③ 相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターや相談員の配置など、身近な場で相談できる場を充実するとともに、発生防止、被害の深刻化防止のために相談窓口の周知を行います。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
48	配偶者暴力相談支援センターの周知・相談体制の充実	<p>被害者や悩みを抱える人が相談できるよう、様々な機会・媒体を通して配偶者暴力相談支援センターの周知を行うとともに、迅速に必要な支援に繋いでいく。</p> <p>【成果指標】DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」と回答した人がどこかに相談をした割合</p> <p>【目標値】30%</p> <p>【参考指標】配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合）</p> <p>【目標値】増加</p>	市民総合相談室
49	DV・女性総合相談の充実	<p>相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、総合的なコーディネートを図り、相談体制の充実を図る。</p> <p>【参考指標】配偶者暴力相談支援センターの支援人数</p> <p>【目標値】適切な運用</p>	市民総合相談室
50	ストーカー、性暴力など多様化する相談対応の充実	<p>相談の機会の充実や専門知識の豊富な相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。</p>	市民総合相談室

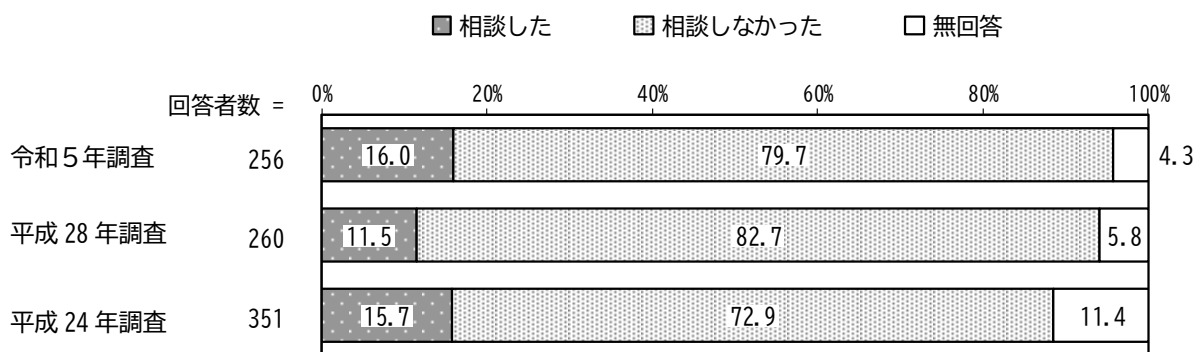
主要課題2 ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた 予防啓発の推進

DV防止法第24条においては、国及び地方公共団体は配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるために教育及び啓発に努めるものとされています。しかしながら、令和4年度に警察が受理した全国のDV相談件数は19年連続で過去最多となっています。

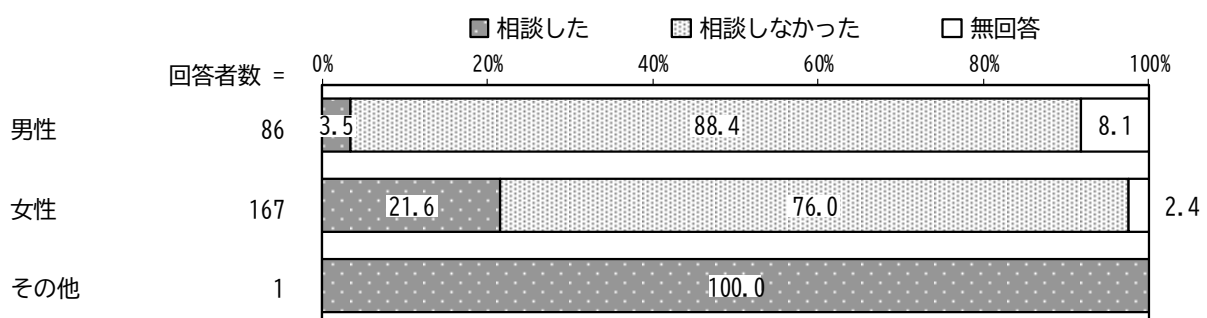
配偶者からの暴力の防止は、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を著しく侵害する暴力は許されないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

市民意識調査においては、DV被害を受けたときに相談をしなかった割合が79.7%となっており、特に男性において相談していない割合が高くなっています。また、DVを防止するために必要だと考えられることについては、「お互いの人権を大切にせる教育の充実」の割合が58.4%と最も高かったです。このようなことから、被害者は男性、子ども、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様であることに留意し、防止に向けた教育・啓発に努めていくことが必要です。

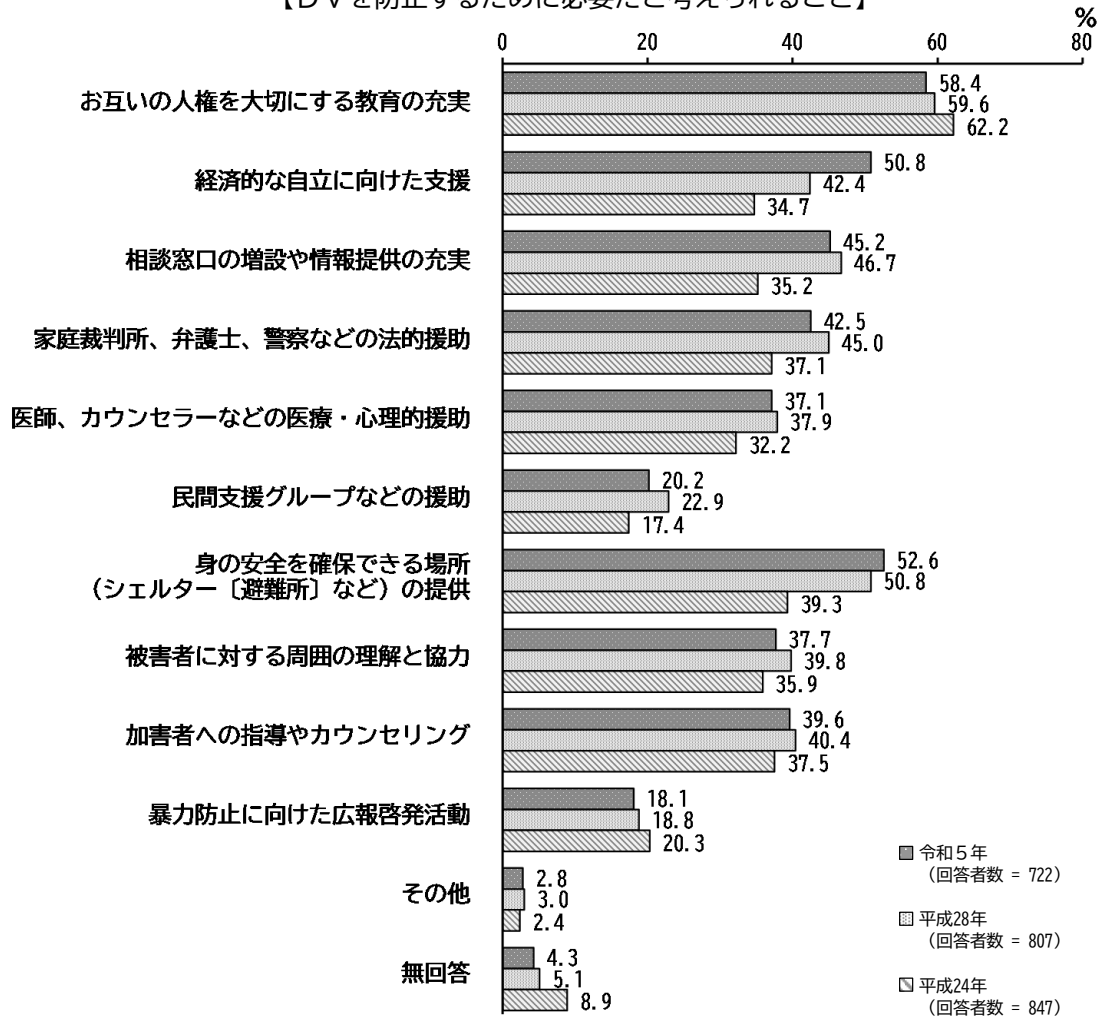
【DVの被害を受けたときの相談の有無（経年比較）】



【DVの被害を受けたときの相談の有無（性別）】



【DVを防止するために必要だと考えられること】



施策の方向① 若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知

DV及び性暴力防止を推進していくためには、学校・家庭・地域において人権意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育の機会が必要です。特に若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することは重要であることから、若年層に届きやすい媒体等を利用した啓発活動や相談窓口の周知を図っていきます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
51 新規	若年層に対するデートDV・性暴力防止に向けた啓発	DV週間を実施する図書展示やパネル展をはじめあらゆる機会を通じて、デートDV及び性暴力防止の啓発を行う。	市民総合相談室
52 新規	若年層に向けた相談窓口の周知	性暴力被害を防止するための広報・啓発活動を通じて、若年層が相談に繋がりがりやすい環境整備を図るとともに、相談窓口の周知に努める。	市民総合相談室

施策の方向② ハラスメントの防止に向けた理解促進と情報共有の充実

様々なハラスメント行為やストーカー行為等の防止に向け、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
53	ハラスメント行為の防止に向けた啓発	市民や事業所向けにハラスメント行為に対する正しい理解の普及と防止対策に向けた啓発をする。	市民総合相談室
1 再掲	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室 社会教育課
54	市職員を対象にした相談窓口の周知・対応	ハラスメント行為の防止・排除に向けて相談窓口の強化を図る。 また、庁内に配置しているハラスメント相談員を活用することで、防止対策を強化するとともに、組織内の意識啓発を推進する。	人事課
55	ハラスメント等職員研修会の実施	全職員を対象に、「特定事業主行動計画」に基づきハラスメント防止研修を実施する。 【管理指標】 ハラスメント防止研修受講人数 【目標値】 延べ420人 ※令和6年度～令和12年度	人事課

基本目標4 困難な問題を抱える女性への支援 【困難女性支援基本計画】



主要課題1 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

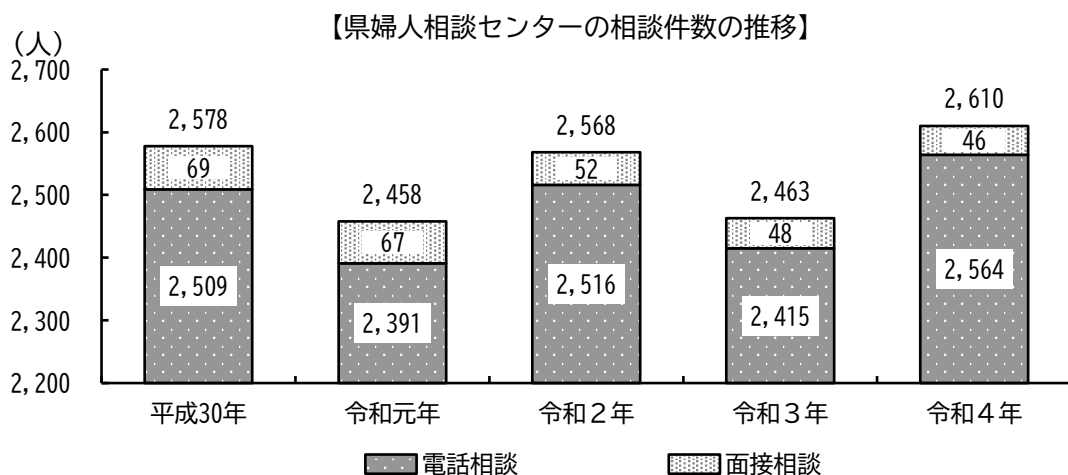
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が議員立法により、令和4年5月に、これまでの婦人保護事業の要保護女子に対する更生保護が現場の実態と乖離していたことなどをはじめ、支援の在り方が抜本的に見直され日本で初めての女性に視点をあてた根拠法が成立となりました。

なぜ女性の支援が必要なのか、それはこれまで支援を必要とする女性の問題が見逃されてきたという点にあります。その背景として女性が男性とは異なることを理解していく必要があります。婦人相談所等で受けた相談内容を見ていくと全体の5割を暴力が占めており、女性の生活困難の背景には暴力をはじめとした様々な問題が隠れています。それは、女性が①暴力、性搾取、妊娠・出産などに関わる困難、②経済(労働)に関わる困難、③介護、育児などの過重負担、④家族に関わる困難など多様な生活困難に直面しやすい状況下に置かれているといえます。

働く女性の半分以上は非正規雇用労働者であることから、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響をうけ、女性の雇用者数が大幅に減少しました。つまり、就労の場を失い、困窮状態に陥った多くは女性でした。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響での休校・休園やテレワークの増加などで、家庭内での女性の負担が増えていったのです。

国が実効性を担保するために示した基本方針においては、行政機関と民間が協働、つまり対等な立場で支援にあたること、また、現在の支援の地域間格差を解消し、全国どこにいても必要な支援を受ける体制を整備することが明記されています。さらに、本人の意思決定ができるように包括的な切れ目のない支援が求められるとともに、本法では、「目指す自立とは経済的な自立のみではない」とされています。

ふじみ野市では、この法律の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、関係機関相互の連携のための支援調整会議の実施や民間団体との協働、支援にあたる女性相談支援員の資質向上を図りながら、当事者に寄り添った取組を進めていきます。



【県婦人相談センターの主訴別相談の受付状況】

		人間関係													住居問題	帰住先なし	経済的問題	医療的問題		売春防止法5条違反	人身取引被害	合計	
		夫等				子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題				その他	精神的問題				病気・妊娠など
		夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他												
R4	件数(件)	1,727	1	31	43	37	4	14	110	30	48	63	112	28	29	2	29	17	266	19	0	0	2,610
	割合(%)	66.2	0	1.2	1.6	1.4	0.2	0.5	4.2	1.1	1.8	2.4	4.3	1.1	1.1	0.1	1.1	0.7	10.2	0.07	0	0	100
R5	件数(件)	1,532	7	52	92	30	0	11	99	23	11	51	115	16	8	2	22	26	342	24	0	0	2,463
	割合(%)	62.2	0.3	2.1	3.7	1.2	0	0.4	4	0.9	0.4	2.1	4.7	0.3	0.3	0.1	0.9	1.1	13.9	1	0	0	100

資料：埼玉県婦人相談センター調べ

施策の方向① 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援体制の整備

女性は、女性であることにより遭遇する様々な困難に直面することにより、複合的な問題を抱え、若年層にあっては支援に繋がりにくいという課題を踏まえて、適切な支援や相談を提供できるよう、支援対象者に寄り添った環境づくりを推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
56 新規	アウトリーチなどによる支援対象者の把握	アウトリーチをはじめ、電話相談、SNSを利用し、支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努める。	市民総合相談室
57 新規	困難な問題を抱える女性に寄り添った相談支援	支援対象者の経済的支援のみならず、必要な支援につながるよう、女性相談支援員による各種支援のコーディネート及び同行支援を行う。	市民総合相談室

施策の方向② 継続的な自立支援の実施

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、関係機関における支援内容に係る協議及び情報共有を図るため支援調整会議を実施します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
58 新規	支援調整会議の実施	支援対象者への適切かつ円滑な支援を実施するために、関係機関等を構成員とする支援調整会議を実施する。また、支援方針に基づき、関係機関相互に連携協力を行う。 【参考指標】 困難な問題を抱える女性支援のための支援調整会議の実施回数 【目標値】 適切な運営	市民総合相談室

施策の方向③ 地域資源を生かした生活再建の推進

支援対象者の状況や本人の意思を十分に理解し、安全かつ安心できる環境で心身の回復や日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要です。また、相談窓口に繋がらない女性や支援を受けられることを知らない女性が相談ときっかけとなるように民間団体所有の施設の有効活用などを推進していきます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
45 再掲	NPO等の民間団体との協働	DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、同行支援及びアウトリーチを実施する。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。	市民総合相談室

主要課題2 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実

困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、法においては「困難に問題を抱える女性の福祉の増進」などを目的としており、支援対象者本人を中心とした相談支援を進めることが重要です。そのため、相談支援は支援対象者と支援者が信頼関係を築きながら、本人に寄り添って、本人の課題などを本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援関係機関と調整しながら支援にあたる必要があります。

施策の方向① 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な相談体制

配偶者暴力相談支援センターの職員及び女性相談支援員は、支援対象者に必要な福祉サービス等に係るコーディネーター機能を果たし、庁内においては調整の司令塔としての役割を有しています。そのため、女性相談支援員の資質向上に努めるとともに、包括的かつ継続的な相談体制に向けた連携体制を整備します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
59 新規	困難な問題を抱える女性への相談支援の強化・充実	支援対象者が目指すものは、経済的な自立だけではない。そのため、個々の状況や意思に応じて、必要な福祉サービスを利用しながら、支援対象者が自己決定できるよう寄り添った支援を行う。	市民総合相談室
60 新規	女性相談支援員の資質向上	女性相談支援員は、支援対象者に寄り添いながら、関係機関と各種福祉サービスの調整及び連携を図っていくことから、能力向上に努めるとともに、女性相談支援員をサポートする体制の整備に努めていく。	市民総合相談室

基本目標 5 社会参画の促進



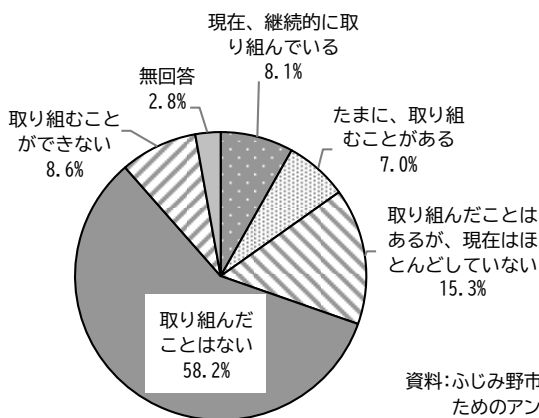
主要課題 1 地域・社会活動への参画促進

地域における課題が多様化・複合化する中で、解決するためには、市民や地域団体、ボランティア団体、事業者、行政が相互に連携を図りながら取り組むことが必要です。市民活動の形態は個人や団体など、様々なものがあり、それぞれの活動を通して地域・社会に貢献しています。

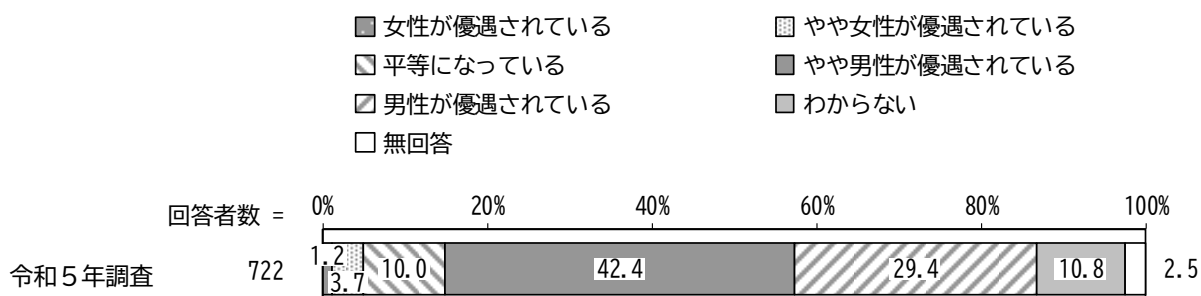
地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和4年度実施）では、地域活動やボランティア活動に「取り組んだことはない」が58.2%と最も多く、参加しやすいきっかけづくりや多様な人材を受け入れる雰囲気づくりなどを行い、男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりが必要です。

また、市民意識調査では、社会通念や風潮（習慣やしきたり）における男女の地位について、＜男性が優遇されている＞（「男性が優遇されている」、「やや男性が優遇されている」の計）が71.8%と高く、男女共同参画社会実現に向けて、意識の醸成と女性の積極的な参画を促進することが必要です。

【地域活動やボランティア活動への取組状況】



【社会通念や風潮（習慣やしきたり）における男女の地位について】



施策の方向① 地域・社会活動への参画促進

地域活動に男女がともに参画し、代表者や主要な役員への女性の就任を促進するため、地域における男女共同参画の推進に取り組む人材を活用した啓発事業の実施等により、男女共同参画意識の醸成を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
61	男女共同参画を推進している活動団体および男女共同参画推進リーダーの育成	市内で活動する団体に対して、国や県の取組などの情報を提供するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。	市民総合相談室
2 再掲	男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。	市民総合相談室
62	生きがい学習ボランティア団体、市民活動の充実	ボランティア活動・市民活動へのきっかけづくりや、団体の活性化のために必要な助言をしたり、活動に必要な場所・情報等を提供したりすることで、男女が共に市民活動に取り組めるような支援を行う。	協働推進課
63	地域力向上のための支援	地域に密着した活動を進める組織である自治組織（町会・自治会・町内会）の加入促進に努めるとともに、誰もが活躍できる環境づくりへの支援を行う。	協働推進課

主要課題2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害対応において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されていない場合、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題があります。平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震をはじめ、線状降水帯による豪雨災害など大規模災害の経験から、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営など防災、災害復興の分野への男女共同参画の視点に立った防災対策が求められます。

ふじみ野市では、地域防災計画に基づき防災・災害発生時の対応について対策を行っています。ふじみ野市防災会議における女性委員の割合は、15.2%（令和4年4月1日現在）となっており、より一層の女性の参画が望まれます。また、地域の自治組織等の自主防災組織では、女性の視点に立って防災や災害時の避難所運営のしくみづくりを進めており、市内全域にこのような取組を広げていく必要があります。

施策の方向① 防災組織等における女性参画の促進

地域の自主防災組織での女性の活躍を支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市の防災対策を進めるため、防災会議への女性委員の参画を促進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
64	自主防災組織における女性参画の促進	自治組織（町会・自治会・町内会）を中心とする自主防災組織への市民の参画を促進するとともに、講演や講座を通して、女性が地域で活躍できる環境づくりを推進する。 【参考指標】 自主防災組織で活躍する女性の数 【目標値】 増加	危機管理防災課
65	防災会議への女性委員の参画促進	市の防災・災害対策の方針を決定する防災会議における女性委員の参画を促進する。 【成果指標】 市の防災会議における女性委員の割合 【目標値】 30 %	危機管理防災課

施策の方向② 多様なニーズに即した災害対策・復興支援

防災用品の備蓄や災害時の避難所運営等において、女性や社会的弱者など多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
66	多様なニーズに応える防災用品の整備	女性や社会的弱者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄を行う。	危機管理防災課
67	多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの更新	災害時の避難所運営の際に女性や社会的弱者など多様なニーズに対応できるよう避難所運営マニュアルを適宜見直し・更新を行う。	危機管理防災課

主要課題3 国際理解・協力における男女共同参画の促進

国の男女共同参画の取組は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動向と連動して推進されてきており、市の施策においても国際的な議論や潮流を踏まえつつ推進する必要があります。

一方、身近な国際理解・協力の機会として、地域で共に暮らす外国籍市民への理解促進・交流があります。異なった文化や価値観を理解し合うとともに、国際感覚を育む学習や外国人との交流することで文化や習慣の違いを理解し国際理解教育の推進を図ることが重要です。

また、平和は男女の平等に密接に関係しており、平和と安全の維持・促進のためには、政策・意思決定過程や紛争予防・解決の場への女性の参画が不可欠です。紛争の被害者や難民の多くを女性や子どもが占めていることから、男女共同参画の視点が平和の維持・構築に重要であると考えられます。ふじみ野市では、市民の平和意識高揚に向けた啓発活動を今後も継続的に行っていく必要があります。

施策の方向① 国際理解・協力と交流の促進・外国籍市民への理解と支援

国際理解・協力と交流、地域に住む外国籍市民への理解と暮らしの支援を進めます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
68	外国籍市民の学習の場の充実と交流の促進	地域に住む外国籍市民の言葉による行き違い等のトラブルを緩和できるよう、日本語の初等学習支援と日本の行事や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、地域との交流を図りともに豊かに暮らせる地域づくりを目指す。 ・にほんご教室	社会教育課
69	国際理解・協力の推進	国際交流活動やボランティア活動への参加のきっかけとなるような講座を実施する。 ・国際交流ボランティア講座	社会教育課
70	国際交流の推進	市民の国際交流活動を推進するため、国際化や多文化共生を活動分野とする NPO 法人や埼玉県等と連携して交流の場の提供に努める。	協働推進課
71	外国籍市民の生活相談の実施	日本語を母語としない外国籍市民が暮らす中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談事業を多言語で実施する。 【参考指標】外国籍市民の生活相談延べ件数 【目標値】適切な運営	協働推進課
72	多言語による生活情報の提供	近隣市町と連携し、外国語版ホームページの運営及び外国籍市民生活ガイドブックを作成し、日本語を母語としない外国籍市民の生活をサポートする。	協働推進課
73	多言語による防災・災害時の情報提供の推進	日本語を母語としない外国籍市民が防災の取組や災害時の情報を理解できるよう、多言語による情報提供のあり方を引き続きあらゆる機会を利用し、周知を行う。	危機管理防災課

施策の方向② 平和活動の推進

男女共同参画の推進に不可欠な平和な社会の実現に向け、平和活動を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
74	平和意識の高揚	市民参加による平和事業や平和教育を実施する。	協働推進課 社会教育課

基本目標6 生涯にわたる健康支援



主要課題1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

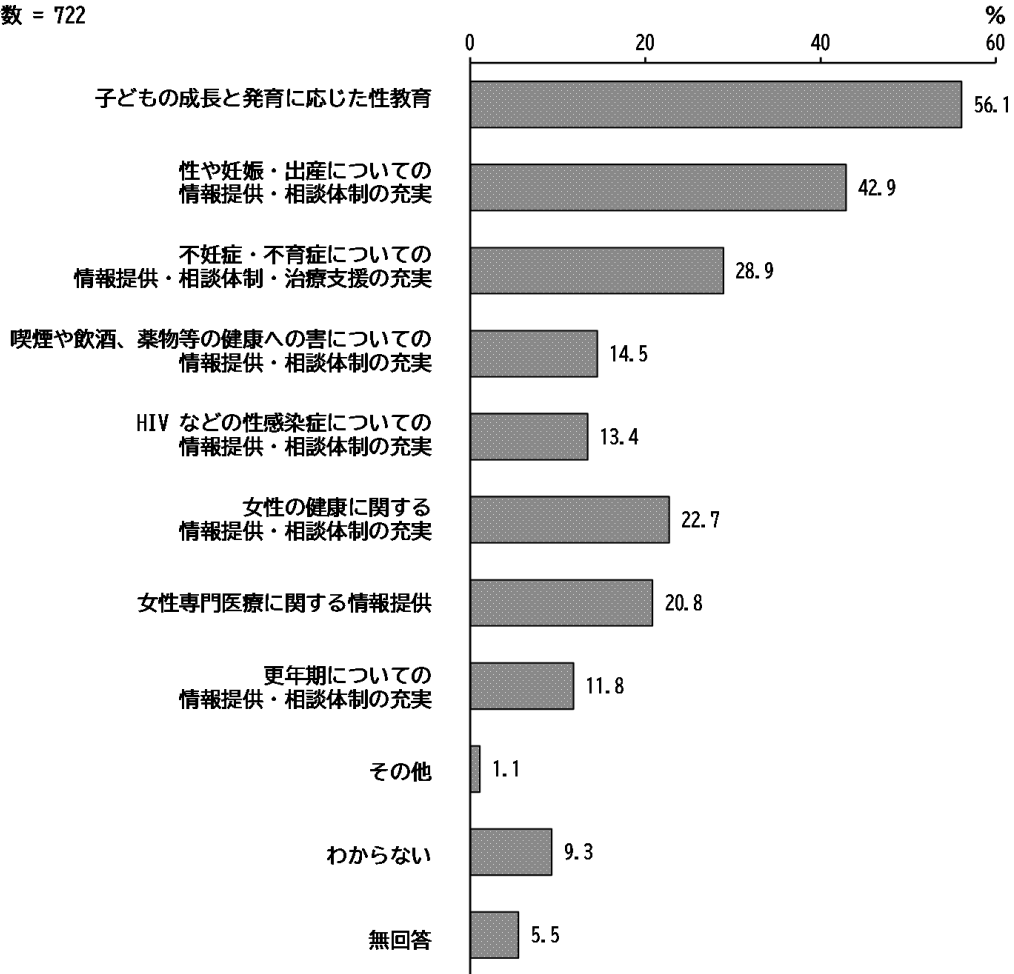
誰もが性別等にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し、健康の保持・増進をすることが重要です。特に女性は、妊娠・出産などにより、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の生涯を通じた健康支援には、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点が特に重要です。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）とは、すべての個人とそのパートナーが自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることが認められている権利です。しかしながら、この権利を主張することが困難な状況があり、また、主張することで立場が悪くなることもあるのが現状です。さらに、性別による男女の支配・従属関係などによって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症などによって女性の健康がおびやかされているという問題があります。

市民意識調査では、性と生殖に関する健康と権利の実現に必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が多く挙げられています。

このことから、性と生殖に関する健康づくりの支援の観点から、性感染症予防の知識に関する情報提供、性の尊厳に関することも含めて、義務教育の段階から教育を行うなど、幅広い世代に向けて適切な啓発活動を実施していきます。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツの実現に必要なこと】

回答者数 = 722



施策の方向① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

生涯を通じて健康で充実した生活を送るために不可欠である性と生殖に関する健康と権利について、意識啓発や正しい知識の普及を進めます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
75	妊娠・出産に関する相談や意識啓発の推進	女性の健康と権利を守るため、妊娠・出産等の女性の健康に関する相談や学習機会の充実を図るとともに、あらゆる機会を利用して意識啓発や正しい知識の普及に努める。	保健センター
76	エイズ・性感染症に関する知識の普及啓発	保健所と連携して、エイズ等性感染症の予防や対処、正しい知識習得のための啓発・情報提供を行う。	保健センター
77	児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の充実	性や人権に関する悩みを抱える児童・生徒に対して、必要に応じて相談や質問ができる相談窓口等を支援（コーディネート）するとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。	学校教育課

主要課題2 母性の保護と母子保健の充実

女性自身が自分の身体について理解し、正しい情報のもとで健康状態を維持しながら、自ら描いた将来のライフデザインをもとに、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、支援をする必要があります。

ふじみ野市では、安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりに向け、妊娠期の相談や出産後の母子へのフォロー、乳幼児健診や子どもの発育・発達に関する相談体制を充実させるなど妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行っています。また、不妊等に悩む人に向けた検査・治療等に対する助成も取り組んでいますが、今後も母子保健に対するきめ細やかな取組をより一層推進する必要があります。

さらに、薬物乱用や喫煙、過度の飲酒は健康を害する危険性が高く、小・中学校では、国の学習指導要領に基づく指導計画により、啓発・教育を行っています。薬物や喫煙・過度の飲酒の健康被害に関する情報提供をすべての世代に向け継続するとともに、生殖機能や胎児への悪影響についても啓発・教育を引き続き推進していく必要があります。

施策の方向① 母性の保護と母子保健事業の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない総合的な支援を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
78 新規	母子保健事業の充実及び母性保護の理解の促進	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行う。 母子健康手帳交付時に保健師等が面談を行い、妊娠や育児に関する情報提供や相談を行うほか、妊婦とそのパートナー等を対象にセミナーを実施し啓発・情報提供を行う。 【成果指標】妊娠届出時における妊婦の状況把握率 【目標値】100%	保健センター

施策の方向② 健康を脅かす問題への対策

学校や講座等を通じて、健康を脅かす薬物・喫煙・アルコール等の害についての正しい知識の普及啓発を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
79	薬物乱用防止教育の充実	児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう啓発・教育を行う。	学校教育課
80	薬物・喫煙・アルコールの害に関する啓発	妊産婦をはじめ、各乳幼児健康診査や講座等を通じて薬物・喫煙・過度の飲酒等が健康に及ぼす影響についての啓発・教育を行う。	保健センター

主要課題3 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

妊娠、出産、不妊、更年期障害など女性の健康をめぐる様々な問題があるほか、健康問題に関する意識づけや相談しやすい体制が必要です。一方で、生活習慣病や喫煙・飲酒が関係する疾病は男性に多くみられるなど、心身の健康には、生活面や社会的な関わりなども関係すると考えられています。

生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、何よりも普段の生活の中で自らの健康状態を確認し、主体的に健康の維持・管理を行うことが必要です。健康づくりや健診・検診に関する啓発や受診しやすい体制をつくる必要があります。

感染症流行後の新しい健康習慣は、流行前の生活とは異なり、より普段の生活で睡眠や休養に気を配り、心身の健康の保持・増進に留意する必要があることから、市民の健康づくりへの取組を推進するとともに、相談体制の充実が必要です。

施策の方向① 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進

生涯を通じたところとからだの健康保持・増進に向け、自主的・自発的な健康づくりの促進や早期発見、早期治療のための健康診査・検診の受診勧奨を進めます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
81	健康管理に関する啓発活動の推進	市民の自主的・自発的な健康づくりを促進するため、生活習慣病予防やこころの健康などに関する各種セミナーや教室、健康相談を実施する。	保健センター
82	生涯スポーツの推進	性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツを身近に親しむことができる事業を推進する。	文化・スポーツ振興課
83	健康診査・検診の受診勧奨	早期発見、早期治療にむけての健康診査や各種がん検診等の受診率向上のため、周知・啓発を行うとともに、健診後の保健指導を行う。 【成果指標】国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率 【目標値】47.7%	保険・年金課 保健センター

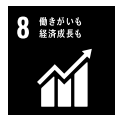
施策の方向② こころとからだの相談の充実

こころとからだの健康保持・増進に向け、相談事業や生活への支援を行います。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
84	健康に関する相談	保健師・管理栄養士等により、特定健康診査等の検査の見方や生活習慣病等健康に関する相談事業を行い、健康寿命の延伸を図る。 また、歯科衛生士による歯と口腔の相談を行い生涯自分の歯で噛める支援をする。	保健センター
85	こころの健康相談	こころの健康に関する悩みをもつ当事者や家族等の支援及び、適切な医療機関における早期治療につなげるため、精神科医、臨床心理士等によるこころの健康相談を対象者に合わせた方法で行う。 【管理指標】こころの健康相談延べ件数 【目標値】30件	保健センター
86	ひきこもりに関する相談	社会とのつながりが持てず、ひきこもり状態にある当事者や家族を対象に、心理・福祉・医療の専門職や関係機関等と連携し、社会的自立や就労に向けた支援を行う。	地域福祉課

基本目標 7 生活福祉の向上



主要課題 1 次世代を育成するための環境づくり

性は、男性に比べて女性であることに起因する社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、このことにより、複合的な問題を抱え心身ともに負担を抱えていることが多いことがうかがえます。

近年、核家族化が進む中で家族・親族内の世代間のつながりが薄れる社会の中で、家庭から出ることができず話し相手がない、子育ての困難さに自分では気づかないなど子育ての状況が深刻になっています。子育てに関する情報に接していない、悩みの相談先がない、子育て家庭同士の交流がないなど孤立する家庭に対しては、虐待防止の観点からも特に支援が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により、学級閉鎖など、家庭において子どもと一緒にいる時間が増え、さらに女性の負担が高まっていることなどから、ふじみ野市においては、子育て支援体制の充実や子育て家庭への経済的支援など、妊娠から子育てにわたる総合的な支援を行い、子どもの発育状態や家庭の子育て環境や保護者の状態を確認して相談や子育て情報の提供を積極的に行っています。

また、子育てに関する相談、講座の開催や交流の場などを通じて、地域全体で子どもの健やかな成長を促進する取組を行うなど子育て支援拠点の充実に今後も努めていきます。

施策の方向① 子育て支援体制の充実

多様なニーズに応えるための教育・保育サービスの充実に努めるとともに、交流の場や講座、相談事業の充実により子育てしやすい環境整備を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
87	子育て支援体制の充実	妊娠期から子育て期の家庭が、育児不安について気軽に相談ができるように親子の居場所を提供する。また、個々のニーズに対応するために子育て支援関係機関等の連携を図り、切れ目のない支援を行う。	子育て支援課 保健センター
88	子育て支援拠点のネットワーク化の充実	子育てに関する関係機関が連携し、情報の共有を図り、子育て家庭に子育て情報を効率的に提供する。 ・出前子育てサロン ・子育て支援拠点連絡会議 ・子育てサロン事業	子育て支援課
89 新規	子育て支援拠点の充実	子育て親子の遊び場所・交流の場として、子育てに関する相談や援助、講座を実施し、子育て家庭が抱える悩みの解決につなげる。	子育て支援課
90 新規	子育て支援のための講座の開催	子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるようにきっかけとなる事業を実施する。	社会教育課
91	児童生徒に対する相談支援	教育相談室で、児童生徒、保護者からの悩みごとの相談や解消に向けての相談活動を行う。各中学校のさわやか相談員及びスクールカウンセラーによる学区の小学校への訪問、相談活動を通して児童生徒の具体的な悩みや相談に対応し、学校と連携を図る。 【参考指標】教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ件数 【目標値】適切な運営	学校教育課
39 再掲	保育環境の充実	保育を必要とする子育て家庭が安心して子育てができ、育てる喜びも感じられるように、多様化する保育需要に対応した保育環境の充実を図る。	保育課
40 再掲	放課後児童クラブの充実	指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。	子育て支援課
92	児童の虐待防止ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応について取り組む。	子育て支援課
93	外国籍児童生徒の教育支援	日本語適応指導員を配置し、日本語の指導を通して学習支援・就学への支援を実施する。	学校教育課
94	子育て家庭に対するきめ細かな支援	相談事業を通じて子育て家庭のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。	子育て支援課

施策の方向② 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費や就園・就学に係る費用に関する支援の充実を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
95	子育て家庭への医療費負担の軽減の充実	入院・通院ともに 18 歳年度末までの子どもを対象にし、医療保険による自己負担分を全額公費で負担する。	子育て支援課

主要課題2 困難を抱える家庭への支援の充実

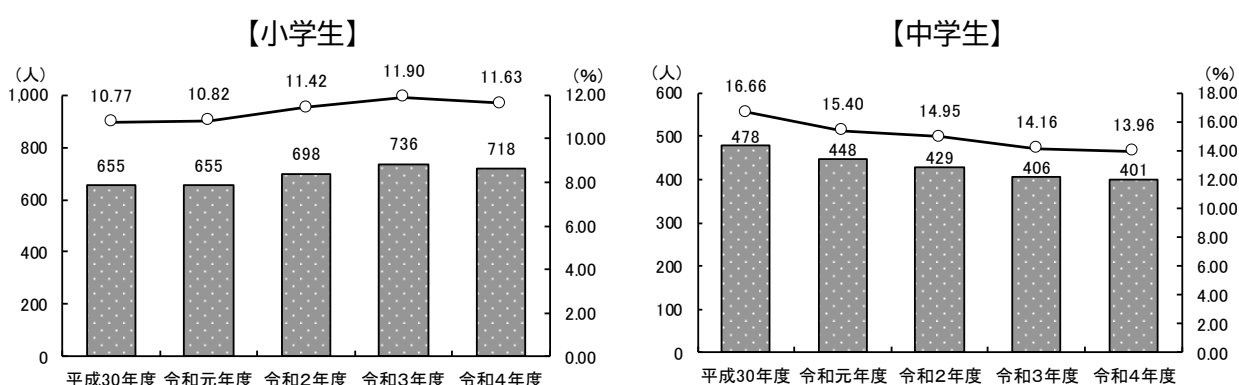
日本の17歳以下のこどもの相対的貧困率は11.5%（2021年、厚生労働省調べ）また、経済的理由により就学援助を受けている小学生・中学生は約130万人（2021年、文部科学省調べ）となっており、経済的困難を抱えている家庭は少なくありません。

現在、子どもの貧困対策として、「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」を柱に、さまざまな対策を進めていますが、貧困状態に陥る家庭は、ひとり親家庭等に多く、子育ても仕事もすべて一人で抱え、低収入や不安定な形態での就労を余儀なくされるケースも多くなっています。

このような課題は、子どもの教育機会や社会的な格差につながり、子ども自身の未来にも悪影響が及ぶという世代間での貧困の連鎖を生むことが指摘されています。子どもたちが、環境に左右されず、等しくチャンスを与えられ、希望を持って将来を目指すことができるよう、経済的な困難を抱える家庭の子どもに対するきめ細かい支援が求められる一方で、保護者の安定した就労の確保や子育ての負担を軽減する措置を講じることも重要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的要因や複合的な問題を抱え多様化する生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度を適用するなど経済的困難を抱える家庭への経済的支援及び就労支援等の自立に向けた支援を個別の家庭・人の状態に合わせて継続的に支援していくことが必要です。

就学援助受給率（小学校・中学校）



※参考 国の令和3年度平均就学援助率 全体 14.28%、小学校 13.41%、中学校 16.08%
(文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課)

施策の方向① 経済的困難を抱える家庭への支援の充実

困難を抱える世帯全体の支援を総合的に行います。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
96	子どもの貧困対策の推進	子ども子育て支援事業計画に基づき、経済的困難を抱える家庭の子どもに対して経済的支援や学習や生活の支援など総合的な支援を行う。	地域福祉課
97	生活困窮者自立支援制度の活用の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。 【管理指標】生活困窮者個別支援プラン作成割合 【目標値】60 % 【管理指標】生活困窮者相談窓口での就労支援件数 【目標値】150件	地域福祉課
98	就学に関する経済的支援の充実	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課
99	高等学校又は大学等への進学に係る経済的支援	進学に必要な資金を日本政策金融公庫又は日本学生支援機構から借入れた者に対し、その借入に係る利子に対して補助を行う。	教育総務課

施策の方向② 安心・安全な生活環境の確立

複合的な問題を抱えている生活困窮者に対し、寄り添いながら自立に向けた包括的な支援を行います。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
100	生活困窮者相談窓口の充実	様々な問題を抱える人に対する寄り添い型の専門的な相談対応の充実と各種機関等との連携による包括的な支援を行う。	地域福祉課

主要課題3 ひとり親家庭等の福祉の充実

2019年の日本における子どもの貧困率は7人に1人、さらにひとり親世帯となると約半分にまで増加しています。また、令和4年12月に公表した調査では、ひとり親世帯の中でも母子家庭に絞ると平均就労年収は236万円（父子家庭は496万円）となっており、相対的に厳しい経済状況にあることがうかがえます。

母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援は非常に重要です。

さらに、ひとり親家庭等では家庭内の問題や悩みを家族・親族内で共有する先がなく、解決が先送りされた結果、子どもの非行や虐待など問題を抱えてしまうことがあります。経済的な問題だけでなく、教育・子育てや離婚問題、DV被害などひとり親家庭等が抱える複合的な問題に応じる相談体制の充実も図っていく必要があります。

施策の方向① ひとり親家庭等の生活の安定への支援

ひとり親家庭等の生活支援及び子どもの就学に向け、経済的支援である各制度の充実を図るとともに周知を促進していきます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
101	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。	子育て支援課
102	ひとり親家庭等への医療費負担軽減の充実	ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で実施する。	子育て支援課
103	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的自立を支援するための給付金や児童の高校入学時準備金等の資金支援を実施する。	子育て支援課

施策の方向② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実

ひとり親家庭等が孤立しないように相談体制を充実させるとともに、不測の事態に備えた柔軟な支援を行います。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
104	ひとり親家庭等の緊急一時保護体制の充実	緊急に避難する親子等に対し、一時保護ができる母子生活支援施設等へ入所できるように関係機関と連携を図る。	子育て支援課

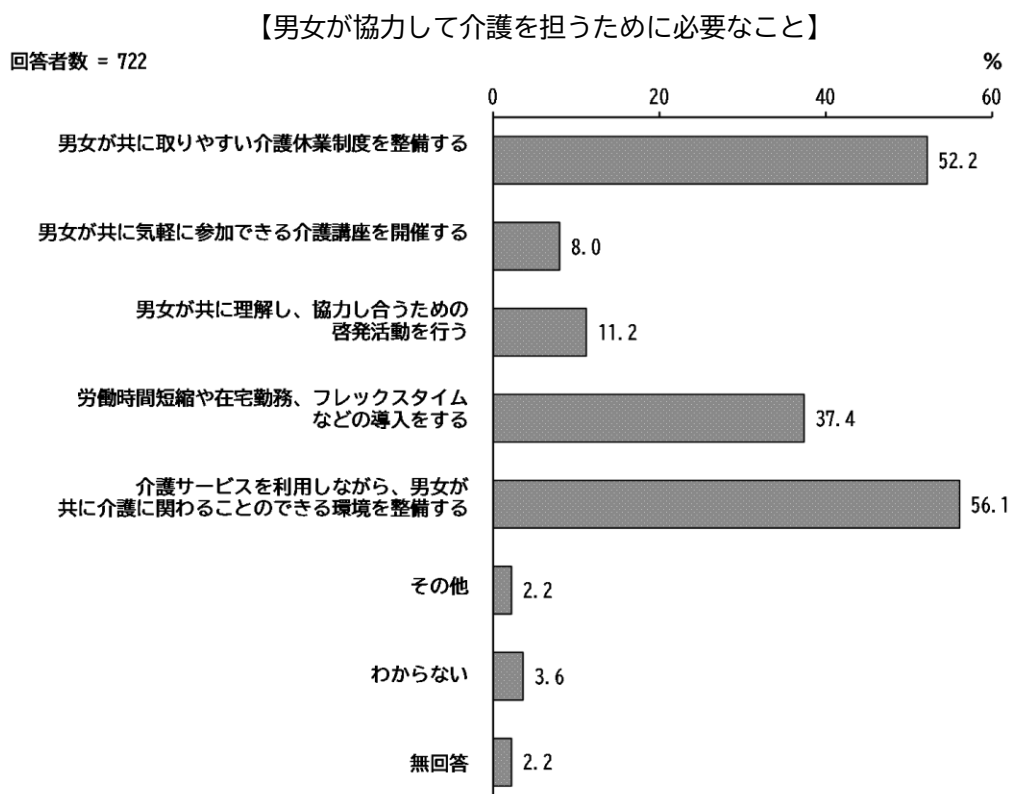
主要課題4 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実

高齢化が進み、高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっています。ふじみ野市においても、要介護高齢者の数は増加すると見込まれるとともに、要介護状態の重度化も進むため、家族の介護負担は極めて大きなものとなることが予測されます。

また、高齢化とあわせて障がいのある人の数も増加傾向にあり、障がいのある人の高齢化も進むため、高齢者や障がいのある人の介護はより多くの家庭で課題となっていくと考えられます。

市民意識調査では、男女が協力して介護を担うために必要なこととして、「介護サービスを利用しながら、男女が共に介護に関わることのできる環境を整備する」56.1%、「男女が共に取りやすい介護休業制度を整備する」52.2%、「労働時間短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける」37.4%などが挙げられており、福祉サービスの充実だけでなく、働く場での制度や働き方の変革が求められています。

ふじみ野市では、高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実や地域での支援を進めており、今後、増加する多様なニーズに応えるためにも、関係機関と連携した支援を充実するとともに、仕事と介護との両立について事業所等への働きかけ等の取組が重要になります。



施策の方向① 地域での暮らしを支える生活支援の充実

高齢者や障がいのある人などの地域での暮らしを支えるため、地域包括ケアの構想に基づき、各種福祉サービスの充実を図ります。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
105	地域包括ケアシステムの深化・推進	住み慣れた地域、在宅での生活を支援するため、在宅医療と介護の連携の推進、地域のニーズにあった支援サービス、社会資源やマンパワー、地域で解結できる仕組みづくりや取組を充実し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る。	高齢福祉課
106	高齢者・介護に関するニーズの把握	高齢者がいきいきと暮らせるよう生活や介護に関するニーズの把握に努める。	高齢福祉課
107	介護サービス相談員の活動の支援	地域福祉の推進のため、介護サービス相談員を介護サービス事業所に派遣し、利用者の声を傾聴するとともに、利用者の疑問及び不安等の解消に努め、介護サービスの質の向上を図る。また、介護サービス相談員の担い手を確保するため、養成研修の実施及び制度を周知する。	高齢福祉課
108	在宅高齢者サービスの提供	高齢者及びその介護をする同居家族の精神的、経済的負担を軽減するため、各種サービスを提供し、必要なサービスが必要な人に届くようケアマネジャー等と連携して周知を図る。	高齢福祉課
109	障害福祉サービス等の提供	障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供するとともに、その家族に対する支援を行う。	障がい福祉課
110	地域生活支援事業の充実	障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行う。	障がい福祉課

施策の方向② 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進

高齢者や障がいのある人が安心して生活できるよう、社会参加・権利擁護などの取組を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
111	権利擁護の推進	高齢者や障がいのある人などが安心して生活が送れるよう、権利擁護に関する啓発を行うとともに、関係機関等との連携や地域での見守り体制を強化する。	市民総合相談室 障がい福祉課 高齢福祉課
112	成年後見の利用促進	成年後見センターにおいて、高齢者及び障がい者、その家族に対して成年後見制度の利用や手続、権利擁護などに関する相談支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図るなど、総合的に取組を推進する。また、市民後見人の選任に向けた養成研修や講座を実施する。	障がい福祉課 高齢福祉課
113	障がい者の就労支援	障がい者総合相談支援センター「りあん」において、就労意欲のある障がいのある人に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援するとともに就労後の定着支援を行う。	障がい福祉課
114	障がいのある人の生活相談の充実	障がいのある人が地域で安心して生活し、適切なサービスを利用できるよう専門職を配置し相談に応じる。	障がい福祉課
115	特別支援学級等に在籍する児童生徒への就学費用の援助	特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、修学旅行費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課

主要課題5 地域福祉の充実

地域の福祉課題が多様化・複雑化していることから、それらの課題を包括的・総合的に受け止め、各機関の専門的な支援につなぐ必要があります。そのためには、福祉分野や医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生などの積極的な対応を含め分野横断的な対応が必要となっており、多岐にわたる連携体制が必要です。

そのため、総合相談窓口コミュニティソーシャルワーカーを配置し、アウトリーチ活動等により、課題を抱える家庭や子どもに必要な支援につなげる取組が進められています。また、生活や養育困難、障がい、外国籍等、複合的な課題を抱える家庭の支援にあたっては、関係機関の連携によるワンストップで切れ目のない支援を必要です。さらに、地域において活動を行う様々な人材や組織、市民の身近な相談役となる民生委員・児童委員の活動なくして地域福祉の推進は成り立ちません。

ふじみ野市においては、必要な情報の提供や研修の実施、各組織等の連携強化を図るために、男女共同参画の視点で地域の福祉を担う多様な組織・機関の活性化に向けて取り組めます。

施策の方向① 包括的支援体制の充実

地域の福祉課題を総合的に受け止め、関係機関との連携を図りながら、支援につなぐ包括的支援体制の充実を進めます。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
116	多機関の協働による包括的支援体制の構築	複合的な課題を抱え、社会的に孤立しやすい生活困窮者の支援を中心に、多様な相談機関が連携・協働して支援するため、コミュニティソーシャルワーカーによる包括的支援体制の構築を図る。	地域福祉課

施策の方向② 地域福祉組織の充実

地域において活動する民生委員・児童委員や組織等との連携強化を推進します。

【具体的施策】

施策番号	施策名	内容	担当課
117	民生委員・児童委員の活動の充実	地域における課題についての共通認識や情報の共有ができるよう必要な情報の提供や研修の実施、民生委員・児童委員の活動への支援を行う。	地域福祉課
118	関係機関との連携強化	社会福祉協議会や各種福祉活動団体、民生委員・児童委員など地域において活動を行う組織や団体の連携強化を推進する。	地域福祉課

令和 6 年 2 月 2 2 日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市男女共同参画推進審議会
会長 大河内 玲 子

ふじみ野市第 2 次男女共同参画基本計画（見直し）の策定に
ついて（答申）

令和 5 年 6 月 2 9 日付けふ相第 5 5 1 号で諮問のあった「ふじみ野市第 2 次男女共同参画基本計画の見直し」については、下記の意見を付して答申します。

記

1 答申事項

「ふじみ野市第 2 次男女共同参画基本計画（見直し）（案）」について
（別紙のとおり）

2 計画推進にあたっての意見

- (1) 今回の見直しでは、「困難女性支援基本計画」を「女性活躍推進計画」及び「DV防止基本計画」と同様に男女共同参画基本計画に位置付けました。困難を抱える女性の支援を包括的かつ継続的に行うため、関係機関との連携、支援調整会議の実施及び民間団体との協働など、体制の構築をお願いします。
- (2) 令和 5 年市民意識調査の結果より、DVと思われる行為を受けた方の相談状況は前回の平成 2 8 年市民意識調査の結果から比べると微増しているものの、依然として低い結果でした。「相談しなかった」理由はDVの認識不足であることから、啓発の重要性が再認識されました。そこで、DV防止基本計画の主要課題の見直しを行い、予防と啓発を強化しました。引き続き加害者も被害者も生まない環境づくりを推進してください。
- (3) 審議会等の女性の登用状況について、第 2 次男女共同参画基本計画が策定された平成 30 年度から現在まで改善が見られない状況です。

そのため、委員選任までの過程において各委員会等の業務の特殊性を考慮しながら、男女共同参画担当が関われる仕組みを新規施策として位置づけ、政策の立案及び決定への過程において男女共同参画がなぜ必要なのかという点が理解されることを期待します。